

あさぎり町国土強靱化地域計画

令和7年3月

あさぎり町

目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 本町の地域特性	5
1 地理的特性	
2 自然環境	
3 本町における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	10
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	18
第5章 地域計画の推進	73

1 計画策定の趣旨

我が国は、平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災により未曾有の甚大な被害を経験し、これを踏まえて平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「国土強靱化基本法」という。）」が施行された。同法に基づき、平成 26 年（2014 年）6 月に「国土強靱化基本計画」が策定され、また、熊本県においては平成 29 年（2017 年）10 月に「熊本県国土強靱化地域計画」が策定された。

一方、本町においては、令和 2 年 3 月の計画策定後、令和 2 年 7 月豪雨が発生した。この災害では球磨川本流や支流において越水・堤防決壊、排水路・用水路等の内水氾濫による浸水被害が発生し、河川護岸の崩落や道路の損壊等、多岐にわたり甚大な被害を受けた。

自助、共助、公助の観点から地域力を活かした地域防災力の向上に取り組み、組織的、計画的に本町の強靱化を推進するため、あさぎり町国土強靱化地域計画を策定し、これまで本町の強靱化に関する事業推進に取り組んできた。

この度、令和 7 年（2025 年）3 月に本計画の計画期間が終期を迎えることから、国土強靱化基本計画の変更（令和 5 年 7 月）、熊本県国土強靱化地域計画の変更（令和 3 年 12 月）、あさぎり町第 3 次総合計画の策定（令和 6 年 3 月）を踏まえ、激甚化・頻発化する自然災害から町民の生命と暮らしを守り、「安全・安心に過ごせるまち」を目指すため、あさぎり町国土強靱化地域計画を改定する。

2 計画の位置づけ

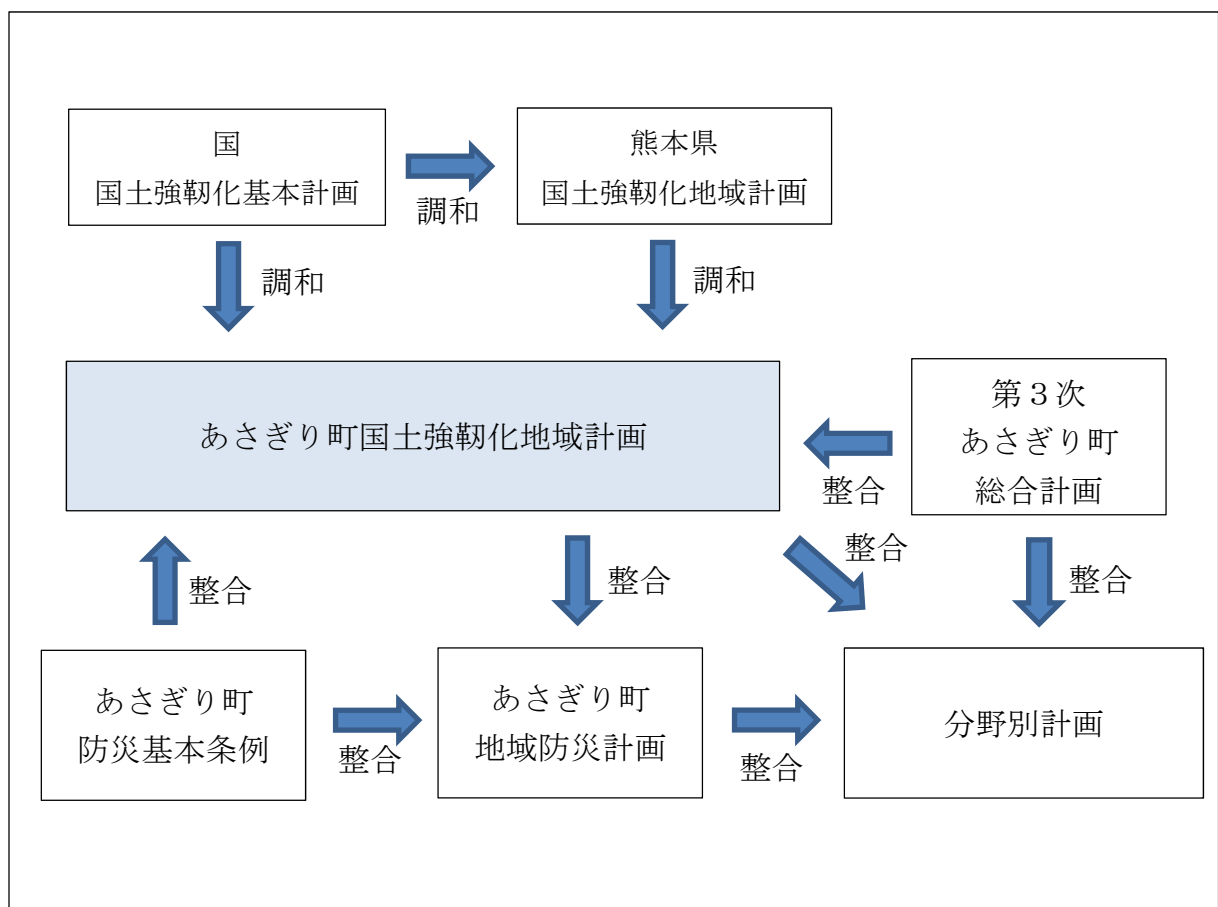
「あさぎり町国土強靱化地域計画」は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本町における地域強靱化の指針として、「あさぎり町国土強靱化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県国土強靱化地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された「あさぎり町地域防災計画」や本町の基本方針である「第3次あさぎり町総合計画」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、災害に強く、安全・安心に過ごせる地域づくりを目指す。

<策定に当たっての基本計画や本町基本方針等との関係>



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、国の基本計画および熊本県国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、第3次あさぎり町総合計画やあさぎり町地域防災計画と整合を図り、本町が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の6つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町の経済活動を停止させないこと
- ④ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ⑤ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑥ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震、令和2年7月豪雨など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つ

つこと。

- ④ 大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

（２）効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国及び県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

（３）地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 本町の地域特性

1 地理的特性

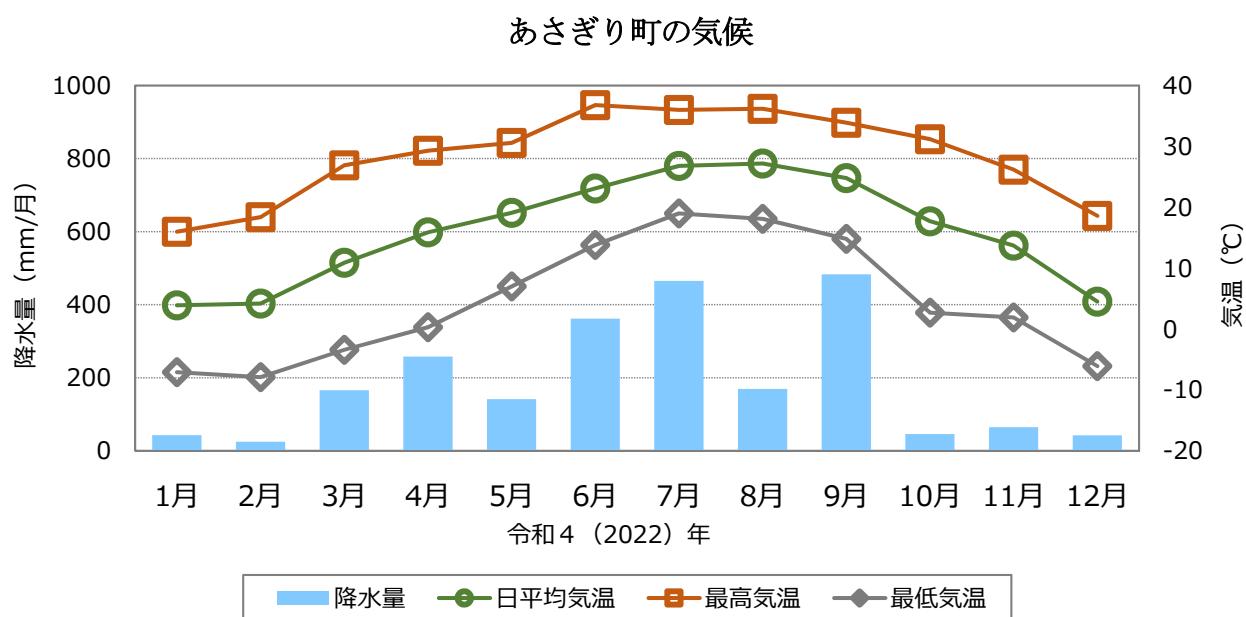
本町は、熊本県の南部、球磨盆地の中央部に位置し、東は多良木町、南は宮崎県えびの市及び小林市、西は錦町、北は相良村に接している。また、町の面積は 159.56 k m²で、南北 22.5km、東西 11.2km の楕円のような形状をしている。

地形的には球磨川が中央部を流れる平地部分と、これを囲む白髪岳、黒原山などの山間地域からなり、地目別土地利用の状況は約 19%が農用地、約 66%が森林となっている。

2 自然環境

気候は、1年を通じ比較的温暖多雨で、周囲を山に囲まれているため寒暖の差が大きい内陸的気候となっている。そのため、例年、10月下旬から11月上旬頃に初霜が、4月下旬頃まで晩霜が見られるなど冬の間は寒い日が多い。また、晩秋から冬にかけて盆地特有の霧が発生するため、晴れの日にもかかわらず午前中、太陽が隠れていることも珍しくない。

また、本町は九州山地の西側にあたるため、東シナ海から運ばれる暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい。特に梅雨時期の6月～7月の2か月間に、年間降水量の約4割の雨が降るため、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因となっている。



出典：気象庁 HP 観測地点_熊本県 上観測所

3 本町における災害リスク

(1) 風水害

①梅雨期の大雨による水害

第2章第1節で示した地理的特性から、本町では梅雨時期に大雨が発生することが多い。本町付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が九州山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、球磨地方に集中的な大雨を発生させることもある。

また、山間地の多い本町においては、土砂災害の危険箇所が多く、多発的な災害に注意が必要である。

近年は雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生している。

②台風による災害

本町では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。平成3年（1991年）9月に九州西海上を北上し九州に上陸した台風第19号は、住宅被害や風倒木被害など甚大な被害をもたらした。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、地球温暖化の影響から勢力を保ったまま10月に上陸することもある。

[参考1] 過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害（昭和以降）

西暦（和暦）	種類	被害地域	主な被害
1927.9.12～13（昭和2）	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者 423 人、全半壊 1,978 戸、浸水 334 戸
1953.6.26～28（昭和28）	豪雨による大水害	県下全域	死者 563 人、全半壊 8,367 戸、浸水 88,053 戸
1957.7.26（昭和32）	豪雨による水害	金峰山系 等	死者 183 人、全半壊 284 戸、浸水 10,832 戸
1972.7.3～6（昭和47）	豪雨による水害	天草上島 等	死者 123 人、全半壊 973 戸、浸水 37,583 戸
1982.7.23～25（昭和57）	豪雨による水害	県下全域	死者 23 人、全半壊 183 戸、浸水 24,574 戸
1984.6.21～7.1（昭和59）	豪雨による水害	特に五木村	死者 16 人、全半壊 6 戸、浸水 578 戸
1990.6.21～7.3（平成2）	豪雨による水害	県下全域	死者 17 人、全半壊 217 戸、浸水 7,563 戸
1991.9.27（平成3）	台風による被害	県下全域	死者 4 人、全半壊 1,889 戸、浸水 24 戸
1999.9.23～24（平成11）	台風による被害	県下全域	死者 16 人、全半壊 1,818 戸、浸水 1,925 戸
2003.7.20（平成15）	豪雨による水害	県南部	死者 19 人、全半壊 25 戸、浸水 503 戸
2012.7.12（平成24）	豪雨による水害	県下全域	死者 25 人、全半壊 1,462 戸、浸水 582 戸
2016.6.19～25（平成28）	豪雨による水害	県下全域	死者 5 人、全半壊 130 戸、浸水 645 戸
2020.7.4～5（令和2）	豪雨による水害	県南部	死者 67 人、全半壊 4,608 戸、浸水 703 戸

(2) 地震災害

①本町に影響を及ぼす主要活断層

本町に影響を及ぼす主要活断層としては人吉盆地南縁断層が存在し、マグニチュード6を超える地震が繰り返し発生している。

現在の人吉盆地南縁断層の30年以内の地震発生確率は1%未満であるが、熊本地震発生前の当該活断層の地震発生確率と変わらないことから、今後熊本地震と同様の状況が本町で起きる可能性がある。

②南海トラフ地震

静岡県の駿河湾から宮崎県の日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生している。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永4年(1707年)の宝永地震、安政元年(1854年)の安政南海地震及び昭和21年(1946年)の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生している。

また、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス(マグニチュード9)の地震である「南海トラフ地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。九州では、特に宮崎県で死者が約15,000人、全壊・焼失建物が約80,000棟、大分県で死者20,077人、全壊建物が29,704棟などの被害が想定されている(注1、注2)。

本県では、「南海トラフ地震対策特別措置法」(平成25年(2013年)12月)に基づき、本町を含む県内の10市町村(注3)が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、被害想定は死者120人、建物の全壊18,900棟などの結果となっている。

(注1)(出典)宮崎県における南海トラフ巨大地震に伴う被害想定

(注2)(出典)大分県地震津波被害想定調査結果

(注3)宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町

【想定される地震】

◆活断層

①人吉盆地南縁断層

(直下型 30年以内発生確率:1%以下)《1%以下:Aランク》

(マグニチュード7.1)

(震度(あさぎり町) 震度7)

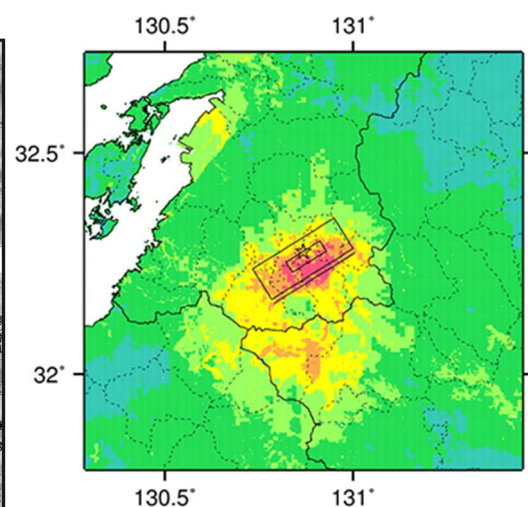
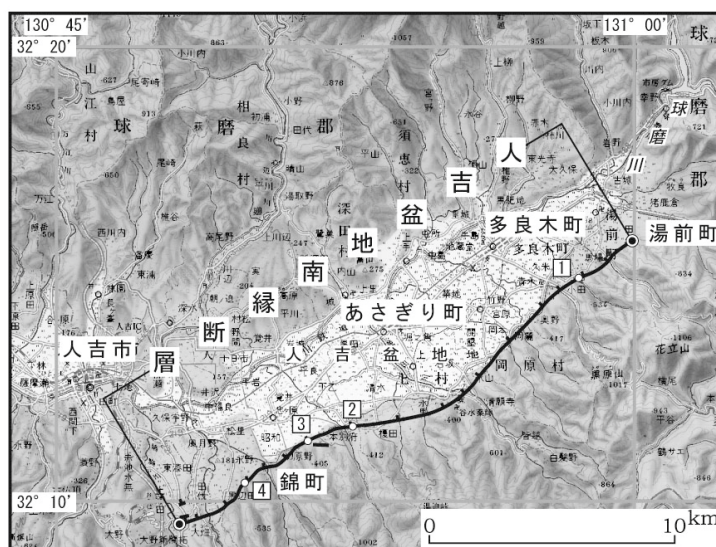


図 詳細法震度分布

資料：地震調査研究推進本部ホームページ

◆海溝型地震

③南海トラフ

(海溝型 30年以内発生確率：きわめて低い)

(マグニチュード9.0)

(震度(あさぎり町) 震度6弱)

《30年以内：70%～80%・Ⅲランク・マグニチュード8～9クラス》

※ () 内は熊本県「地震・津波被害想定調査結果 (H24年度)」の想定

《》内は地震調査委員会がH31.2.26に発表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」による想定

活断層：Sランク…高い・Aランク…やや高い

海溝型：Ⅲランク…高い

[参考2] 過去の主な地震・津波災害 (県内)

西暦 (和暦)	地 域	地震規模	主な被害
744.6.6 (天平16)	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1 (元和5)	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ公私の家屋が破壊
1625.7.21 (寛永2)	熊本	M5～6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19 (享保8)	肥後・豊後・筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29 (明和6)	日向・豊後・肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21 (寛政4)	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大(後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m～20m)
1889.7.28 (明治22)	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸等
1968.2.21 (昭和43)	宮崎県南西部	M6.1	えびの地震。2月10日頃から前震が発生。最大前震21日(M5.7)、最大余震22日(M5.6)。多数の余震あり。死者3、負傷者42、家屋全壊368、半壊3176、非家屋被害1,494、道路被害73、橋梁破損9、堤防決壊4、山(崖)崩れ44、鉄道被害6、通信施設被害100人吉市の最大震度5
1975.1.23 (昭和50)	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所等 震度5 (阿蘇山)
2011.10.5 (平成23)	熊本地方	M4.5	震度5強 (菊池市旭志)
2016.4.14 (平成28) [前震] (注)	熊本地方	M6.5	人的被害：死者273人 重軽傷者2,739人 住家被害：198,644棟 (全壊8,657棟 半壊34,489棟) (令和3年10月13日時点)
2016.4.16 (平成28) [本震] (注)	熊本地方	M7.3	

(注) 平成28年(2016年)熊本地震の震度 (震度6弱以上を観測した県内市町村)

[前震時の震度] 震度7 (益城町)、震度6弱 (熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町)
[本震時の震度] 震度7 (益城町、西原村) 震度6強 (熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町) 震度6弱 (八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町)

[参考3] 熊本県地震・津波被害想定調査結果

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行った。（平成 25 年（2013 年）3 月）

[対象] 本町への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

[被害想定結果] （主な項目を抜粋）

項 目 (注 1)		人吉盆地南縁断層	南海トラフ 最大値
地震規模 津波高	地震規模	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.0
	タイプ	活断層	プレート型
	最大想定震度	強震度 7	震度 6 弱
	津波高 (TP. m)	対象外 (注 2)	3.8 TP. m
	津波波高 (m)	対象外 (注 2)	2.0m
建物 (一般)	全壊棟数	5,400 棟	18,900 棟
	半壊棟数	11,400 棟	55,900 棟
人的被害	死者数	300 人	120 人
	重傷者数	750 人	1,800 人
	軽傷者数	2,900 人	5,700 人
	避難生活者数	15,100 人	17,300 人
	疎開者数	8,100 人	9,300 人

(注 1) 本表には、冬の午前 5 時、風速 11m/秒の被害を記載。

(注 2) 人吉南縁盆地断層では、津波による被害は想定していない。

(3) 霧島山噴火

このほか火山活動等による地震が発生する恐れがある。火山活動によって本町に被害をもたらす可能性のある火山として、霧島山があり、噴火すれば、降灰などにより農作物を中心に被害が拡大しかねない。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性の災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらす恐れがある大規模災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして35の「起きてはならない最悪の事態」が設定されている。また、熊本県は地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、49の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。本町においては、第2章で示した本町の地域特性を考慮し、国及び県が示した評価手法を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のように設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1. 大規模災害が発生したときでも人命の保護が図られること	1-1	大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害により河川の氾濫・堤防の決壊による死傷者の発生
	1-4	大規模土砂災害等により、多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことによる死傷者の発生
2. 大規模災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生による避難場所の不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	警察・消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	被災地における疫病、感染症の発生
3. 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること	3-1	被災による警察機能の大幅な低下
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4. 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
	5-1	地場企業の生産力低下による地域経済の停滞
5. 大規模災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-2	産業施設の損壊、火災、爆発等の発生
	5-3	農地や農業用施設の大規模な被災により一次産業の機能の低下
	5-4	食料等の安定供給の停滞
	6-1	電気、石油類、LPGガスの供給停止
6. 大規模災害等の発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生
7. 制御不能な二次災害を発生させないこと	7-2	沿線・沿道の建築物倒壊による直接的な被害および交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質等の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8. 大規模災害発生後であっても、地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（３）評価の実施手順

- ① 関係各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取り組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けての今後の施策の推進方針について取りまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す、重点業績指標（KPI）を検討・設定する。

2 評価の結果

評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト整備を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに事案を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフトと合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性の確保等が必要

甚大な被害をもたらす恐れのある大規模災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国・県・他市町村・防災関係機関他との平時からの連携が必要

本町の強靱化に向けた取り組みには、国・県・他市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、町内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び他市町村の連携だけでなく、平時から国や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・町だけは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、町だけでなく、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

事前に備えるべき 目 標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	脆弱性評価の結果概要
1. 大規模災害が発生したときでも人命の保護が図られること	1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	・住宅の耐震化 ・宅地の耐震化 ・住宅密集地における火災の拡大防止 ・ガス設備の耐災性の強化 ・地域防災計画の整備 ・防災訓練等の実施
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	・公共施設、学校施設の耐震化及び火災防止 ・医療施設・社会福祉施設の耐震化及び火災防止 ・不特定多数の者が利用する建物の耐震化及び火災防止 ・地域防災計画の整備 ・防災訓練等の実施
	1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害により河川の氾濫・堤防の決壊により死傷者の発生	・浸水被害の防止に向けた河川整備等 ・円滑な避難のための道路整備 ・避難情報等の適時・適切な発令 ・事前予測が可能な災害への対応 ・地域防災計画の整備 ・防災訓練等の実施 ・高齢者施設等における水害対策強化
	1-4 大規模土砂災害により、多数の死傷者の発生	・山地・土砂災害対策の推進 ・地域防災計画の整備 ・防災訓練等の実施
	1-5 情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことによる死傷者の発生	・防災情報等の迅速かつ的確な周知伝達 ・避難情報等の適時・適切な発令 ・通信手段の機能強化 ・警察・消防の連絡体制の強化 ・要支援者避難対策の推進 ・観光客・外国人への情報提供及び安全確保

事前に備えるべき 目 標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
2. 大規模災害発生 直後から救助・救 急・医療活動等が 迅速に行われるこ と（それがいい場 合の必要な対応を 含む）	2-1	被災地での食料・飲料水 等、生命にかかわる物資 供給の長期停止	・ 家庭や事業所、町での備蓄の推進 ・ 民間企業と連携した食料等の供給体制の整備 ・ 水道施設の耐震化等 ・ 高齢者施設等の飲料水等の確保対策 ・ 医薬品・医療機器等の確保対策 ・ 物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備
	2-2	避難所の被災や大量の 避難者発生による避難 場所の不足及び支援機 能の麻痺	・ 指定避難所等の見直し、周知及び機能強化 ・ 避難所運営体制の構築 ・ 福祉避難所の円滑な運営 ・ 避難生活長期化への対応
	2-3	多数かつ長期にわたる 孤立集落等の同時発生	・ 孤立する恐れのある集落の把握及び対策
	2-4	警察・消防等の被災によ る救助・救急活動の絶対 的不足	・ 消防施設の耐震性の強化 ・ 警察・消防等が被災することを想定した対策 ・ 消防団員の確保及び強化・装備の充実 ・ 機能別消防団員の強化及び活用 ・ 自主防災組織の育成 ・ 自衛隊等の迅速な受け入れ態勢の整備
	2-5	救助・救急、医療活動の ためのエネルギー供給 の長期途絶	・ 石油商業組合との燃料供給体制の構築 ・ エネルギー供給に向けた道路整備
	2-6	帰宅困難者への水・食料 等の供給不足	・ 災害時の帰宅困難者への支援体制の整備
	2-7	医療施設及び関係者の 絶対的不足・被災、支援 ルートの途絶による医 療機能の麻痺	・ 医療施設の耐震化及び火災防止 ・ 各種医療チームの受け入れ態勢の整備 ・ 緊急ヘリポートの整備 ・ 医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備
	2-8	被災地における疫病感 染症等の発生	・ 避難所等の保健衛生・健康対策 ・ 生活用水の確保 ・ 高齢者施設等の感染拡大防止対策

事前に備えるべき 目 標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
3. 大規模災害等の 発生直後から必要 不可欠な行政機能 が確保されること	3-1	被災による警察機能の 大幅な低下	・ 自主防災組織の育成 ・ 警察や関係機関との情報共有体制の構築
	3-2	行政機関の職員・施設等 の被災による行政機能 の大幅な低下	・ 防災拠点施設等の整備 ・ 公共施設、学校施設の耐震化及び火災防止 ・ 自治体間の応援体制の構築 ・ 防災訓練等の実施
4. 大規模災害発生 直後から必要不可 欠な情報通信機能 が確保されること	4-1	電力供給停止等による 情報通信の麻痺・長期停 止	・ 防災拠点の施設の非常用電源の整備 ・ 通信手段の機能強化
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中 断等により情報が伝達 できない事態	・ 通信手段の機能強化
5. 大規模災害発生 後であっても、経 済活動を機能不全 に陥らせないこと	5-1	地場企業の生産力低下 による地域経済の停滞	・ 物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備 ・ 事業所における地震対策
	5-2	産業施設の損壊、火災、 爆発等の発生	・ 施設の耐震化・耐災性の強化
	5-3	農地や農業用施設の大 規模な被災により一次 産業の機能の低下	・ 農地・農業用施設の保全 ・ 農地・農業用施設の耐候性等の強化 ・ 災害時の集出荷体制の構築
	5-4	食料等の安定供給の停 滞	・ 民間企業と連携した食料等の供給体制の整備 ・ 支援物資の受け入れ態勢の整備 ・ 家庭・事業所における備蓄の推進 ・ 町備蓄品の整備 ・ 物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備

事前に備えるべき 目 標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
6. 大規模災害等の発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電気、石油類、L P ガスの供給停止	・ 供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築 ・ 災害対応給油所の確保 ・ 自立分散型エネルギーの確保
	6-2	上水道等の長期間にわたり供給停止	・ 水道施設の耐震化 ・ 応急給水体制の整備 ・ 生活用水の確保
	6-3	污水处理施設が長期間にわたる機能停止	・ 下水道施設の耐震化 ・ 浄化槽の整備 ・ 応急施設の整備
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	・ 交通ネットワークの確保に向けた道路整備 ・ 公共交通機関に係る情報体制の整備
	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生	・ 消防団員の確保及び機能強化 ・ 機能別消防団員の確保及び機能強化 ・ 防災訓練等の実施及び住民への防災啓発活動
	7-2	沿線・沿道の建築物倒壊による直接的な被害および交通麻痺	・ 沿線沿道建物の耐震化の啓発 ・ 沿線沿道公共施設の耐震化 ・ 主要幹線道路の整備
	7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全により二次災害の発生	・ ため池等の周辺整備及び適正な維持管理 ・ ダム、砂防施設の適正な維持管理及び設備更新
7. 制御不能な二次災害を発生させないこと	7-4	有害物質等が大規模拡散・流出	・ 応急措置のための初動体制の整備 ・ 老朽建築物のアスベスト対策 ・ 低濃度 PCB の使用状況の把握及び対策
	7-5	農地・森林等の荒廃により被害の拡大	・ 農業生産基盤の整備及び保全管理 ・ 鳥獣被害対策の推進 ・ 適切な森林整備の推進 ・ 土砂災害対策の推進 ・ 中山間地域の多面的機能の啓発及び地域リーダー育成等

事前に備えるべき 目 標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
8. 大規模災害発生後であっても、地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	・ 災害廃棄物処理計画の策定 ・ 仮置き場候補地の選定及び確保 ・ 支援体制の整備 ・ 関係団体との連携
	8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	・ 建設関係団体との連携による復旧・復興体制の強化 ・ 自衛隊等の迅速な受け入れ態勢の整備 ・ 災害ボランティアの受け入れ態勢の整備 ・ 被災建物等の迅速な把握 ・ 被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘等調査体制の整備 ・ 被災時の緊急資金としての基金の確保
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	・ 罹災証明書等の速やかな発行 ・ 応急仮設住宅の迅速な提供 ・ 複数備蓄倉庫の整備 ・ 生活備蓄品の確保 ・ 自治体間の応援体制の構築

第4章 強靱化の推進方針

本町は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、台風接近・上陸の際は被害も発生しやすい。また、人吉盆地南縁断層が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性があるとともに、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。さらに、活火山である霧島山が存在し、過去にも噴火警戒レベル3（入山規制）の噴火等が発生している。

このように本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

1. 対応策の整理

脆弱評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策を以下のとおり取りまとめる。

事前に備えるべき目標 1

【大規模災害が発生した時でも人命の保護が図られること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進
1-1	大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1-1-① 住宅の耐震化
		1-1-② 宅地の耐震化
		1-1-③ 住宅密集地における火災の拡大防止
		1-1-④ ガス設備の耐災性の強化
		1-1-⑤ 地域防災計画の整備
		1-1-⑥ 防災訓練等の実施
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	1-2-① 公共施設・学校施設の耐震化及び火災防止
		1-2-② 医療施設・社会福祉施設の耐震化及び火災防止
		1-2-③ 不特定多数の者が利用する建物の耐震化及び火災防止
		1-2-④ 地域防災計画の整備
		1-2-⑤ 防災訓練等の実施
1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害により河川の氾濫・堤防の決壊による死傷者の発生	1-3-① 浸水被害の防止に向けた河川整備等
		1-3-② 円滑な避難のための道路整備
		1-3-③ 避難情報等の適時・適切な発令
		1-3-④ 事前予測が可能な災害への対応
		1-3-⑤ 地域防災計画の整備
		1-3-⑥ 防災訓練等の実施
		1-3-⑦ 高齢者施設等における水害対策強化

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
1-4	大規模土砂災害により、多数の死傷者の発生	1-4-①	山地・土砂災害対策の推進
		1-4-②	地域防災計画の整備
		1-4-③	防災訓練等の実施
1-5	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことによる、死傷者の発生	1-5-①	防災情報等の迅速かつ的確な周知伝達
		1-5-②	避難情報等の適時・適切な発令
		1-5-③	通信手段の機能強化
		1-5-④	警察・消防の連絡体制の強化
		1-5-⑤	要支援者避難対策の推進
		1-5-⑥	観光客・外国人への情報提供及び安全確保

事前に備えるべき目標 2

【大規模災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資の長期停止	2-1-①	家庭や事業所、町での備蓄の推進
		2-1-②	民間企業と連携した食料等の供給体制の整備
		2-1-③	水道施設の耐震化等
		2-1-④	高齢者施設等の飲料水等の確保対策
		2-1-⑤	医薬品・医療機器等の確保対策
		2-1-⑥	物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備
2-2	避難所の被災や大量の避難者発生による避難場所の不足及び支援機能の麻痺	2-2-①	指定避難所・避難場所の見直し、周知及び機能強化
		2-2-②	避難所運営体制の構築
		2-2-③	福祉避難所の円滑な運営
		2-2-④	避難生活長期化への対応
2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	2-3-①	孤立する恐れのある集落の把握及び対策
2-4	警察・消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足	2-4-①	消防施設の耐災性の強化
		2-4-②	警察・消防等が被災することを想定した対策
		2-4-③	消防団員の確保及び強化・装備の充実
		2-4-④	機能別消防団員の強化及び活用
		2-4-⑤	自主防災組織の育成
		2-4-⑥	自衛隊等の迅速な受け入れ態勢の整備
2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	2-5-①	石油商業組合との燃料供給体制の構築
		2-5-②	エネルギー供給に向けた道路整備

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
2-6	帰宅困難者への水・食料等の供給不足	2-6-①	災害時の帰宅困難者への支援体制の整備
2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	2-7-①	医療施設の耐震化及び火災防止
		2-7-②	各種医療チームの受け入れ体制の整備
		2-7-③	緊急ヘリポートの整備
		2-7-④	医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備
2-8	被災地における疫病・感染症の発生	2-8-①	避難所等の保健衛生・健康対策
		2-8-②	生活用水の確保
		2-8-③	高齢者施設等の感染拡大防止対策

事前に備えるべき目標 3

【大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
3-1	被災による警察機能の大幅な低下	3-1-①	自主防災組織の育成
		3-1-②	警察や関係機関との情報共有体制の構築
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	3-2-①	防災拠点施設の整備
		3-2-②	公共施設、学校施設の耐震化及び火災防止
		3-2-③	自治体間の応援体制の構築
		3-2-④	防災訓練等の実施

事前に備えるべき目標 4

【大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	4-1-①	防災拠点の施設の非常用電源の整備
		4-1-②	通信手段の機能強化
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態	4-2-①	通信手段の機能強化

事前に備えるべき目標 5

【大規模災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
5-1	地場企業の生産力低下による地域経済の停滞	5-1-①	物資輸送ルートの確保に向けた道路整備
		5-1-②	事業所における地震対策
5-2	産業施設の損壊、火災、爆発等の発生	5-2-①	施設の耐震化・耐災性の強化
5-3	農地や農業用施設の大規模な被災により一次産業の機能の低下	5-3-①	農地・農業用施設の保全
		5-3-②	農地・農業用施設の耐候性等の強化
		5-3-③	災害時の集出荷体制の構築
5-4	食料等の安定供給の停滞	5-4-①	民間企業と連携した食料等の供給体制の整備
		5-4-②	支援物資の受け入れ態勢の整備
		5-4-③	家庭・事業所における備蓄の推進
		5-4-④	町備蓄品の整備
		5-4-⑤	物資輸送ルートの確保に向けた道路整備

事前に備えるべき目標 6

【大規模災害等の発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
6-1	電気、石油類、LP ガスの供給停止	6-1-①	供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築
		6-1-②	災害対応給油所の確保
		6-1-③	自立分散型エネルギーの確保
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	6-2-①	水道施設の耐震化
		6-2-②	応急給水体制の整備
		6-2-③	生活用水の確保
6-3	汚水処理施設が長期間にわたる機能停止	6-3-①	下水道施設の耐震化
		6-3-②	浄化槽の整備
		6-3-③	応急施設の整備
6-4	交通ネットワークが分断する事態	6-4-①	交通ネットワークの確保に向けた道路整備
		6-4-②	公共交通機関に係る情報体制の整備

事前に備えるべき目標 7

【制御不能な二次災害を発生させないこと】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
7-1	住宅密集地での大規模火災の発生	7-1-①	消防団員の確保及び機能強化
		7-1-②	機能別消防団員の確保及び機能強化
		7-1-③	防災訓練等の実施及び住民への防災啓発活動
7-2	沿線・沿道の建築物倒壊による直接的な被害および交通麻痺	7-2-①	沿線沿道建物の耐震化の啓発
		7-2-②	沿線沿道公共施設の耐震化
		7-2-③	主要幹線道路の整備
7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全により二次災害の発生	7-3-①	ため池等の周辺整備及び適正な維持管理
		7-3-②	ダム、砂防施設の適正な維持管理及び設備更新
7-4	有害物質等の大規模拡散・流出	7-4-①	応急措置のための初動体制の整備
		7-4-②	老朽建築物のアスベスト対策
		7-4-③	低濃度 PCB の使用状況の把握及び対策
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	7-5-①	農業生産基盤の整備および保全管理
		7-5-②	鳥獣被害対策の推進
		7-5-③	適切な森林整備の推進
		7-5-④	土砂災害対策の推進
		7-5-⑤	中山間地域の多面的機能の啓発及び地域リーダー育成等

事前に備えるべき目標 8

【大規模災害発生時であっても、地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-1-①	災害廃棄物処理計画の策定
		8-1-②	仮置き場候補地の選定及び確保
		8-1-③	支援体制の整備
		8-1-④	関係団体との連携
8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2-①	建設関係団体との連携による復旧・復興体制の強化
		8-2-②	自衛隊等の迅速な受け入れ態勢の整備
		8-2-③	災害ボランティアの受け入れ態勢の整備
		8-2-④	被災建物等の迅速な把握
		8-2-⑤	被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査体制の整備
		8-2-⑥	被災時の緊急資金としての基金の確保

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		国土強靱化に向けた施策の推進	
8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	8-3-①	罹災証明等の速やかな発行
		8-3-②	応急仮設住宅の迅速な提供
		8-3-③	複数備蓄倉庫の整備
		8-3-④	生活備蓄品の確保
		8-3-⑤	自治体間の応援体制の構築

2. 具体的な対策

1 で取りまとめた、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための具体的な対策。

事前に備えるべき目標 1	大規模災害が発生したときでも人命の保護が図られること
--------------	----------------------------

1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

① 住宅の耐震化【建設課】

- 町内住宅の耐震化率は、令和6年度末で58%と低く、大規模地震等が発生した時に倒壊する恐れがあることから、耐震化支援事業等を活用し住宅の耐震化を進める。
- 住宅の耐震化と合わせ、家具の転倒防止やブロック塀の倒壊・転倒による被害を防ぐために、各種補助事業等の活用による対策を進めるとともに、住民への周知啓発を行う。

主要施策及び取組

- ・ 木造住宅耐震化支援事業
(耐震診断・耐震設計改修・コンクリートブロック塀耐震化)
- ・ 建築物所有者への周知啓発
(広報紙・町HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等)

② 宅地の耐震化【建設課】

- 大規模地震等に起因する住宅等の倒壊を防止するため、盛土造成地や急傾斜地等において、崩落防止対策を行う。
- 発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を行う。

主要施策及び取組

- ・ 大規模盛土造成地変動予測調査
(年代別調査・危険度評価)
- ・ 地質調査

③ 住宅密集地における火災の拡大防止【総務課・建設課】

- 住民一人ひとりの心がけを高めるための啓発活動を行うとともに、火災が発生させないという前提のもと、発災後の速やかな初期消火の体制づくりや、消火力の強化を進める。
- 自主防災組織の育成、消防団員及び機能別消防団員の充足促進を進める。

- 町内主要道路をはじめ、緊急車両が通行できる道路幅員の確保のための道路整備を進める。

主要施策及び取組

- ・防災訓練の実施
(災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・防災知識等の周知、啓発
(広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等)
- ・消防団員・機能別消防団員の確保及び機材の拡充
- ・道路改良事業の実施（事業箇所等は第4章別表のとおり）
- ・地区内道路改良事業の実施（事業箇所等は第4章別表のとおり）
- ・防火水槽の設置
- ・ハザードマップの更新
- ・防災ラジオの全戸普及

④ ガス設備の耐災性の強化【総務課】

- ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、LP ガス事業者において LP ガス転倒転落防止装置の強化や安全装置（自動ガス遮断装置）の整備促進等の自主保安活動を積極的に促進する。

主要施策及び取組

- ・事業所への普及啓発の推進

⑤ 地域防災計画の整備【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、過去の災害の教訓・町の豪雨・地震の被害見積を踏まえた地域防災計画を各課横断的な体制のもと各防災関係機関等の支援を受けて整備する。

主要施策及び取組

- ・災害対策検討会、危機管理懇談会、避難所運営委員会設置検討会、防災会議の開催

⑥ 防災訓練等の実施【総務課】

- 災害対策本部図上訓練により、町職員の災害対応能力の向上を図る。
- 避難所開設運営・避難訓練により、町民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
- 防災学習会により、町民（町職員含む）の防災意識の向上を図る。
- 各行政区が実施する防災訓練を支援する。

主要施策及び取組

- ・災害対策本部図上訓練（熊本県豪雨対応訓練への参加を含む）の実施
- ・避難所開設運営・避難訓練（毎年1回10月下旬～11月上旬 各小学校区）の実施
- ・防災学習会（毎年1回 取水期前の5月）の実施

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

① 公共施設・学校施設の耐震化及び火災防止【財政課・教育課】

- 公共施設等総合管理計画に基づき、大規模地震発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、特定天井等の非構造部材も含めた公共建築物の改修・耐震化・長寿命化を着実に進める。
- 合併後に未使用となっている老朽公共施設の解体や、エレベーター等の建築設備の安全対策及び火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用するに当たり、校舎や体育館の耐震化・長寿命化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設設備の耐震化や、防火設備の適切な維持管理を促進する。

主要施策及び取組

- ・公共施設等総合管理計画策定
- ・個別施設の長寿命化修繕計画を策定
- ・災害設備等の充実
- ・公共施設の改築・改修（高山運動公園施設・消防団詰所）
- ・公共施設の解体
- ・個別施設計画に基づく学校施設の改修（あさぎり中学校）

② 医療施設・社会福祉施設の耐震化及び火災防止【生活福祉課・高齢福祉課・健康推進課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。また、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進するため、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。

主要施策及び取組

- ・民間事業所向け啓発活動の実施【再掲】
- ・施設の耐震化やスプリンクラー設置等の支援
- ・倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去や改修等の支援
- ・就学前教育・保育施設整備交付金事業（須恵保育園）【令和7年度】

③ 不特定多数の者が利用する建物の耐震化及び火災防止【総務課・商工観光課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、消防団等の協力を得て消防用設備の整備及び適切な維持管理に努め、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

主要施策及び取組

- ・ 民間事業所向け啓発活動の実施【再掲】

④ 地域防災計画の整備【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、過去の災害の教訓・町の豪雨・地震の被害見積を踏まえた地域防災計画を各課横断的な体制のもと各防災関係機関等の支援を受けて整備する。【再掲】 1-1-⑤

主要施策及び取組

- ・ 災害対策検討会、危機管理懇談会、避難所運営委員会設置検討会、防災会議の開催【再掲】

⑤ 防災訓練等の実施【総務課】

- 災害対策本部図上訓練により、町職員の災害対応能力の向上を図る。【再掲】 1-1-⑥
- 避難所開設運営・避難訓練により、町民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
【再掲】 1-1-⑥
- 防災学習会により、町民（町職員含む）の防災意識の向上を図る。【再掲】 1-1-⑥
- 各行政区が実施する防災訓練を支援する。【再掲】 1-1-⑥

主要施策及び取組

- ・ 災害対策本部図上訓練（熊本県豪雨対応訓練への参加を含む）の実施【再掲】
- ・ 避難所開設運営・避難訓練（毎年1回10月下旬～11月上旬 各小学校区）の実施【再掲】
- ・ 防災学習会（毎年1回 取水期前の5月）の実施【再掲】

1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害により河川の氾濫・堤防の決壊による死傷者の発生

① 浸水被害の防止に向けた河川整備等【総務課・農林振興課・建設課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、町内を流下

する河川及び農業用の用排水の整備等、ハード対策を重点的に実施する。

- 逃げ遅れ等を防止するため、防災ラジオによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、住民の避難対策への活用を促す。
- 国土交通省の最新の調査に基づく浸水想定区域等を反映したハザードマップの作成を促進するとともに、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等に対しては、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促す。

主要施策及び取組

- ・ハザードマップの更新【再掲】
- ・河床堆積土砂の浚渫
- ・河川護岸補修
- ・河川改修
- ・用排水路改修
- ・河川敷支障木伐採

② 円滑な避難のための道路整備【建設課】

- 道路の浸水や、交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を行う。

主要施策及び取組

- ・歩道整備（2 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）
- ・道路改良（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）
- ・橋梁補修（99 路線 109 橋）
- ・舗装補修（町内全路線随時）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）
- ・法面改良（2 路線 7 か所）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）
- ・橋梁定期点検（275 橋）
- ・道路防災点検（町内全路線）
- ・路面性状調査
- ・町道維持補修
- ・自転車通行帯の整備（5 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）

③ 避難情報等の適時・適切な発令【総務課】

- 内閣府の「避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）」に基づき地域防災計画（あさぎり町タイムライン）を整備し、適時・適切な避難情報の発令に努める。
- 避難情報等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、区長会、防災関連各種事業等のあらゆる場を活用して避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。
- 避難情報等を発令するに当たり、逃げ遅れを防止するため、告知放送、防災ラジオ等のあ

らゆる情報発信手段を活用して、避難に必要な情報を適時・適切に発信する。

主要施策及び取組

- ・防災知識等の周知、啓発【再掲】
(広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等)
- ・防災訓練の実施【再掲】
(災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・防災ラジオの全戸普及【再掲】

④ 事前予測が可能な災害への対応【総務課】

- 災害対策本部図上訓練の場において、迅速な人命救助が実施できるよう各関係機関との連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に居住する住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。
- 避難情報等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、区長会、防災関連各種事業等のあらゆる場を活用して、避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。【再掲】1-3-③
- 避難情報等を発令するに当たり、逃げ遅れを防止するため、告知放送、防災ラジオ等のあらゆる情報発信手段を活用して、避難に必要な情報を適時・適切に発信する。【再掲】1-3-③

主要施策及び取組

- ・防災知識等の周知、啓発【再掲】
(広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等)
- ・防災訓練の実施【再掲】
(災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・防災ラジオの全戸普及【再掲】

⑤ 地域防災計画の整備【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、過去の災害の教訓・町の豪雨・地震の被害見積を踏まえた地域防災計画を各課横断的な体制のもと各防災関係機関等の支援を受けて整備する。【再掲】1-1-⑤

主要施策及び取組

- ・災害対策検討会、危機管理懇談会、避難所運営委員会設置検討会、防災会議の開催【再掲】

⑥ 防災訓練等の実施【総務課】

- 災害対策本部図上訓練により、町職員の災害対応能力の向上を図る。【再掲】1-1-⑥
- 避難所開設運営・避難訓練により、町民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る【再掲】1-1-⑥。
- 防災学習会により、町民（町職員含む）の防災意識の向上を図る。【再掲】1-1-⑥
- 各行政区が実施する防災訓練を支援する。【再掲】1-1-⑥

主要施策及び取組

- ・ 災害対策本部図上訓練（熊本県豪雨対応訓練への参加を含む）の実施【再掲】
- ・ 避難所開設運営・避難訓練（毎年1回10月下旬～11月上旬 各小学校区）の実施【再掲】
- ・ 防災学習会（毎年1回 取水期前の5月）の実施【再掲】

⑦ 高齢者施設等における水害対策強化【高齢福祉課】

- 大雨等による水害の発生時、利用者が円滑で安全に避難できるよう、垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペースの確保等の改修等を促進する。

主要施策及び取組

- ・ 施設の水害対策に伴う改修の支援

1-4 大規模土砂災害により、多数の死傷者の発生

① 山地・土砂災害対策の推進【総務課・農林振興課・建設課】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早急に完了し、豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。
- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

主要施策及び取組

- ・ 土砂災害危険住宅移転促進事業
- ・ 砂防ダムの建設及び砂防ダム堆積土砂撤去
- ・ 治山事業の実施
- ・ ハザードマップの更新【再掲】
- ・ 土砂災害特別警戒区域内住民への周知啓発

② 地域防災計画の整備【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、過去の災害の教訓・町の豪雨・地震の被害見積を踏まえた地域防災計画を各課横断的な体制のもと各防災関係機関等の支援を受けて整備する。【再掲】 1-1-⑤

主要施策及び取組

- ・ 災害対策検討会、危機管理懇談会、避難所運営委員会設置検討会、防災会議の開催【再掲】

③ 防災訓練等の実施【総務課】

- 災害対策本部図上訓練により、町職員の災害対応能力の向上を図る。【再掲】 1-1-⑥
- 避難所開設運営・避難訓練により、町民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る【再掲】 1-1-⑥。
- 防災学習会により、町民（町職員含む）の防災意識の向上を図る。【再掲】 1-1-⑥
- 各行政区が実施する防災訓練を支援する。【再掲】 1-1-⑥

主要施策及び取組

- ・ 災害対策本部図上訓練（熊本県豪雨対応訓練への参加を含む）の実施【再掲】
- ・ 避難所開設運営・避難訓練（毎年 1 回 10 月下旬～11 月上旬 各小学校区）の実施【再掲】
- ・ 防災学習会（毎年 1 回 取水期前の 5 月）の実施【再掲】

1-5 情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことによる死傷者の発生

① 防災情報等の迅速かつ的確な周知伝達【総務課・企画政策課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難情報等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国や県から直接受信する J アラート（全国瞬時警報システム）や、避難情報等を広く住民に伝達する L アラート（災害状況共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 防災に関する情報が迅速かつ的確に周知、広報できるよう報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県総合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民へ周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNS やホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 避難時に J アラートや町からの防災情報の的確な情報を収集するため、町が貸与した防災ラジオを持って避難するよう周知する。

主要施策及び取組

- ・防災知識等の周知、啓発【再掲】
(広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等)
- ・防災訓練の実施【再掲】
(災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等)

② 避難情報等の適時・適切な発令【総務課】

- 内閣府の「避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）」に基づき地域防災計画（あさぎり町タイムライン）を整備し、適時・適切な避難情報の発令に努める。【再掲】1-3-③
- 避難情報等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、区長会、防災関連各種事業等のあらゆる場を活用して避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。【再掲】1-3-③
- 避難情報等を発令するに当たり、逃げ遅れを防止するため、告知放送、防災ラジオ等のあらゆる情報発信手段を活用して、避難に必要な情報を適時・適切に発信する。
【再掲】1-3-③

主要施策及び取組

- ・防災知識等の周知、啓発【再掲】
(広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等)
- ・防災訓練の実施【再掲】
(災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・防災ラジオの全戸普及【再掲】

③ 通信手段の機能強化【総務課・企画政策課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び燃料の確保、電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。

主要施策及び取組

- ・非常用電源整備
- ・非常電源用燃料タンク設置及び備蓄燃料の確保
- ・民間事業所との協定締結

④ 警察・消防との連絡体制の強化【総務課】

- 大規模災害時、警察及び消防との連絡体制を確保し、被害状況等を迅速かつ的確に把握し、各関係機関と共有する。

主要施策及び取組

- ・ 危機管理懇談会の実施
- ・ 防災訓練の実施【再掲】
(災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等)

⑤ 要支援者避難対策の推進【総務課・生活福祉課・高齢福祉課・健康推進課】

- 避難行動要支援者が確実に避難できるよう、避難行動支援者名簿の見直し、福祉避難所の確保及び地区防災計画と個別避難計画の整合を図る。

主要施策及び取組

- ・ 各区（隣保班）の支えあいマップ作成
- ・ 各区の地区防災計画（防災避難マップ）の作成及び当該計画に基づく防災避難訓練の実施
- ・ 地区防災計画（防災避難マップ）と個別避難計画の整合

⑥ 観光客・外国人への情報提供及び安全確保【総務課・商工観光課・町民課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。
- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災パンフレット等による情報提供に努めるとともに、民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設や町ホームページでの発信などを速やかに実施する体制を構築する。

主要施策及び取組

- ・ 事業所への防災訓練の周知啓発
- ・ 帰宅困難観光客への避難施設の確保
- ・ 外国人観光客等対応翻訳機の購入設置
- ・ 在町外国人（研修生等）への情報提供

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

① 家庭や事業所、町での備蓄の推進【総務課・生活福祉課・高齢福祉課・農林振興課・教育課】

- 家庭及び事業所にあつては、大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、住民及び事業所に対し、備蓄の必要性にかかる啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を推進する。
- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、各小学校区の指定避難所に設置型備蓄倉庫を整備し、食料や飲料水など、必要な備蓄品を確保する。また、大規模災害時に孤立が予想される皆越区にあつては、その集落内に備蓄倉庫を整備し備蓄品を確保する。
- 非常時の飲料水確保として、電力等の供給が途絶えた時でも使用出来る手動型の井戸を、各小学校区内に複数整備を行う。

主要施策及び取組

- ・ 家庭において備蓄しておくべき品目及び数量を示したパンフレット（防災マップの更新）を作成し各戸配布する。
- ・ 防災知識等の周知、啓発【再掲】
（広報紙、町HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等）
- ・ 各小学校区内の指定避難所に設置型備蓄倉庫を整備し備蓄品を確保する。
- ・ 孤立が予想される皆越区への備蓄倉庫の整備
- ・ 災害時備蓄品リストの再点検及び確保
- ・ 手動式井戸の設置
- ・ 炊き出し用器具の整備
- ・ 非常用電動浄水器の整備

② 民間企業と連携した食料等の供給体制の整備【総務課・農業委員会・商工観光課】

- 大規模災害時、食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の供給にかかる協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

主要施策及び取組

- ・ 災害時の物資供給等に関する協定の締結
- ・ 事業所と役場共同による防災訓練の実施

③ 水道施設の耐震化等【総務課・上下水道課】

- 水源や水道施設の被災により、飲料水が長期間停止することを防止するため施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助等を活用して水道事業による施設整備を行い、水道施設等の耐震化を促進する。
- 非常時の飲料水確保として、電力等の供給が途絶えた時でも使用出来る手動型の井戸を、各小学校区内に複数整備を行う。【再掲】 2-1-①

主要施策及び取組

- ・水道施設耐震化事業
- ・水道施設更新事業
- ・手動型井戸の設置【再掲】

④ 高齢者施設等の飲料水等の確保対策【高齢福祉課】

- 災害による断水時にも、施設機能を維持するための水の確保を自力でできるよう、高齢者施設等への給水設備の整備を促進する。

主要施策及び取組

- ・給水設備整備等の支援

⑤ 医薬品・医療機器等の確保対策【健康推進課】

- 大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、各指定避難所及び健康推進課内に配備する備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施するとともに、運用面の確認や緊急供給体制の整備など、町内医療機関や薬局と連携し、災害救助に必要な医薬品・医療機器の供給体制を確保する。

主要施策及び取組

- ・医薬品等保管・管理
- ・保健活動マニュアル（医薬品等管理を含む）の見直し
- ・緊急時医薬品等供給に関する協定の締結

⑥ 物資輸送ルートの確保に向けた道路整備【農業委員会・農林振興課・商工観光課・建設課】

- 町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。

主要施策及び取組

- ・歩道整備（2 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・道路改良（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁補修（99 路線 109 橋）【再掲】
- ・舗装補修（町内全路線随時）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・法面改良（2 路線 7 か所）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁定期点検（275 橋）【再掲】
- ・道路防災点検（町内全路線）【再掲】
- ・路面性状調査【再掲】
- ・町道維持補修【再掲】
- ・農道及び林道の維持補修

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生による避難場所の不足及び支援機能の麻痺

① 指定避難所等の見直し、周知及び機能強化【総務課・財政課・生活福祉課・高齢福祉課・上下水道課・教育課】

- 安全に多数の被災者の受け入れが可能となるよう、現在指定されている避難所、福祉避難所を含め、土砂災害警戒区域、河川氾濫時の警戒区域など、安全性の確認や適正な規模も含めて指定避難所等の見直しを図る。
- 大規模災害時、多数の被災者を受け入れる指定避難所等を確保するため、指定避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、防災倉庫、給水管、マンホールトイレ、非常用電源、空調、手動型井戸等の整備を促進する。
- 指定避難所等への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所への避難要領等について周知啓発を行う。

主要施策及び取組

- ・備蓄倉庫、給水管、マンホールトイレ、非常用電源及び空調等の整備
- ・ハザードマップの更新【再掲】
- ・個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】
- ・災害設備等の充実【再掲】
- ・公共施設の改築・改修（高山運動公園施設・消防団詰所）【再掲】
- ・個別施設計画に基づく学校施設の改修（あさぎり中学校）【再掲】
- ・防災知識等の周知、啓発【再掲】
（広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等）

② 避難所運営体制の構築【総務課・生活福祉課・高齢福祉課】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われ

るよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの見直しや、関係機関による研修・訓練等を行う。

- 公共施設等において、避難所指定の有無にかかわらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者対応の整備を図る。

主要施策及び取組

- ・避難所運営マニュアルの見直し
- ・避難所用備蓄品の確保
- ・防災訓練の実施【再掲】

(災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等)

- ・地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

③ 福祉避難所の円滑な運営【総務課・生活福祉課・高齢福祉課・健康推進課】

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、避難所運営マニュアルの見直しや、関係機関による研修訓練等の取り組みを支援するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報等を行い理解の促進を図る。

主要施策及び取組

- ・避難所運営マニュアルの見直し【再掲】
- ・福祉避難所と町共同による防災訓練の実施

④ 避難生活長期化への対応【総務課・健康推進課】

- 大規模災害時、高齢者や障がい者等他、長期化する避難所生活者や車中泊を行う被災者の把握を行い、十分な心身のケアを行えるよう、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム（熊本 DCAT）」などの福祉チームによる支援が迅速かつ適正に受けられるよう、災害時の体制を整備し平時から研修や実践訓練を行う。
- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての研修や、防災ラジオを通じて発生直後から、被災地において予防に必要な運動などの啓発を行う。

主要施策及び取組

- ・地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】
- ・防災ラジオの全戸普及【再掲】
- ・防災訓練の実施【再掲】

(災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等)

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 孤立する恐れのある集落の把握及び対策【総務課・建設課】

- 孤立集落発生時における対応手順を定め、関係機関との情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災ヘリを活用した防災訓練に取り組む。
- 孤立が予想される集落としては皆越区、阿蘇区等が予想されることから、孤立集落とならないよう、交通が遮断されない道路整備を進める。
- 皆越区は、備蓄倉庫を整備し備蓄品を確保する。

主要施策及び取組

- ・ 予想される集落への道路改良整備（事業箇所等は第4章別表のとおり）
- ・ 備蓄倉庫を整備し、食料・飲料水・非常用電源・燃料等の備蓄品を確保する。
- ・ 地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】
- ・ 防災訓練の実施【再掲】
（災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等）

2-4 警察・消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足

① 消防施設の耐災性の強化【総務課・財政課】

- 大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急・消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、令和3年度より消防団詰所について2年に1棟の新築（改築）を行い、消防団詰所の耐災性の強化を行うとともに、消防水利の耐震化による水の確保、非常用電源等備蓄の整備を進める。

主要施策及び取組

- ・ 消防団詰所の新築および改築
- ・ 耐震性防火水槽の設置
- ・ 公共施設等管理計画策定【再掲】
- ・ 個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】
- ・ 災害設備等の充実【再掲】
- ・ 資機材の拡充【再掲】

② 警察・消防等が被災することを想定した対策【総務課】

- 大規模災害時には、警察・消防等が被災することも予想されることから、救助活動対応が

困難になる事態が想定される。消防団・機能別消防団・自主防災組織による救助活動の強化が必要であることから、住民をはじめ、消防団・機能別消防団・自主防災組織等への救助活動に関する訓練や救命活動の講習会を実施、資機材の充実を図ることで自助・共助の意識の啓発を行う。

主要施策及び取組

- ・防災訓練の実施【再掲】

（災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等）

- ・防災知識等の周知、啓発【再掲】

（広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等）

③ 消防団員の確保及び強化・装備の充実【総務課】

- 近年、毎年のように台風や大雨による自然災害が発生する中で、地域の防災力の強化を図るため、引き続き団員の募集、資機材の充実を図り、平時からの訓練と併せて消防団機能の拡充を図る。
- 消防団員の災害対応能力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した町内における資機材の整備を促進する。また、あさぎり町消防団協力事業所表示制度の特例制度を充実し、消防団が活動しやすい環境を整備する。

主要施策及び取組

- ・消防団員の募集【再掲】

- ・資機材の拡充【再掲】

- ・消防積載車の更新

- ・消防団員活動服を新基準活動服（難燃性素材）へ更新

- ・防災訓練の実施【再掲】

（災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等）

- ・あさぎり町消防団協力事業所表示制度の充実

④ 機能別消防団員の強化及び活用【総務課】

- 災害発生時に十分な救助・救急・消火活動を確保するため、あさぎり町機能別消防団員の一定の消防業務に関する要綱に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進するとともに、平時からの訓練を行い機能別消防団の強化を図る。

主要施策及び取組

- ・機能別消防団員の募集
- ・資機材の拡充【再掲】
- ・防災訓練の実施【再掲】

（災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等）

⑤ 自主防災組織の育成【総務課】

- 自主防災組織が消防団と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所開設運営訓練等を推進する。

主要施策及び取組

- ・地区防災計画（防災避難マップ）の作成及び計画に基づく訓練の実施【再掲】
- ・防災訓練の実施【再掲】

（災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等）

⑥ 自衛隊等の迅速な受け入れ態勢の整備【総務課】

- 大規模災害発生時等、実働組織（消防等）の絶対的な不足を補うため、町外・県外からの応援部隊の受け入れ態勢を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。
- 応援部隊を受け入れるための、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、ヘリポートの整備と情報共有による円滑な活動体制に取り組む。

主要施策及び取組

- ・危機管理懇談会等、各関係機関の組織の力を活用した地域防災計画の整備
- ・災害対策本部図上訓練の場を活用した地域防災計画の検証

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 石油商業組合との燃料供給体制の構築【財政課】

- 大規模災害時の救助・救急活動等に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、あさぎり町石油商業組合と、救助・救急活動等や災害対応上の重要施設等に要する燃料供給体制の構築を図る。

主要施策及び取組

- ・災害時の燃料供給のための協定の締結
- ・危険物保管庫の整備
- ・備蓄燃料更新システムの整備

② エネルギー供給に向けた道路整備【建設課】

- あさぎり町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確認するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【再掲】2-1-⑤
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。【再掲】2-1-⑤

主要施策及び取組

- ・歩道整備（2 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・道路改良（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁補修（99 路線 109 橋）【再掲】
- ・舗装補修（町内全路線随時）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・法面改良（2 路線 7 か所）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁定期点検（275 橋）【再掲】
- ・道路防災点検（町内全路線）【再掲】
- ・路面性状調査【再掲】
- ・町道維持補修【再掲】
- ・自転車通行帯の整備（5 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】

2-6 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

① 災害時の帰宅困難者への支援体制の整備【総務課・建設課】

- 大規模災害時、交通手段の遮断等による帰宅困難者へ飲料水や食料災害時避難所や道路情報を提供するなどの支援体制を整備するため、民間団体との協定を締結するなど、帰宅困難者への支援の体制の構築を図る。

主要施策及び取組

- ・民間団体との協定締結
- ・帰宅困難者への避難施設の確保
- ・水・食料など備蓄品の確保

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 医療施設の耐震化及び火災防止【健康推進課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設における救急患者受け入れの機能を維持し、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラー設置の促進を啓発する。

主要施策及び取組

- ・医療施設への周知啓発

② 各種医療チーム等の受け入れ態勢の整備【健康推進課】

- 災害発生直後からおおむね 48 時間以内の急性期に救命・救急活動を行える、災害派遣医療チーム DMAT の受け入れ態勢の整備を図る。
- 大規模災害時、被災地域の精神疾患患者の診療支援や、避難所生活を送る住民の対応、災害ストレスによって心身の不調を来した被災者の心のケア等を行うため、災害派遣精神医療チーム DPAT の派遣要請とともに受け入れ態勢の整備を行う。

主要施策及び取組

- ・活動拠点の確保
- ・防災訓練の実施【再掲】
(災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等)
- ・地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

③ 緊急ヘリポートの整備【総務課・教育課】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察・消防・自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ、継続的に活動できるようにするため、ヘリポートや場外離着陸場の確保・活用及び燃料供給の体制を整備する。

主要施策及び取組

- ・緊急ヘリポートの選定及び整備
- ・地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

④ 医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備【建設課】

- あさぎり町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の

支援緊急ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【再掲】2-1-⑤

- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。【再掲】2-1-⑤

主要施策及び取組

- ・ 歩道整備（2 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・ 道路改良（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・ 橋梁補修（99 路線 109 橋）【再掲】
- ・ 舗装補修（町内全路線随時）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・ 法面改良（2 路線 7 か所）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・ 橋梁定期点検（275 橋）【再掲】
- ・ 道路防災点検（町内全路線）【再掲】
- ・ 路面性状調査【再掲】
- ・ 町道維持補修【再掲】
- ・ 自転車通行帯の整備（5 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】

2-8 被災地における疫病・感染症の発生

① 避難所等の保健衛生・健康対策【健康推進課】

- 指定避難所等において、食中毒や感染症の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒に関するガイドラインを策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 指定避難所等の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等、関係機関と連携の上、指定避難所等における高齢者の生活不活発症対策及び誤飲性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制づくりを行う。
- 感染症発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除が適切かつ速やかに実施されるよう関係機関と連携して防疫対策に取り組むとともに、十分な感染予防対策の備蓄品を確保しておく。

主要施策及び取組

- ・ 保健活動マニュアル（感染防止を含む）の見直し【再掲】
- ・ 住民向け感染防止対策の講習会の開催
（広報紙・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催各種事業等）
- ・ 感染症対策・災害時健康管理の周知啓発
- ・ 感染予防対策備蓄品の確保
- ・ 地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】
- ・ フェーズ 0～2 の適宜見直し

② 生活用水の確保【総務課・上下水道課・教育課】

- 大規模災害時に上水道が使えない状況になることを想定し、トイレなどの生活用水を確保するため、井戸の位置など事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの水の利用についてもあらかじめ教育委員会、各学校長と協議の上、災害時の使用承諾を得ておく。
- 各家庭において、普段から風呂水をためておくなど、幼児がいる場合は安全に注意して、生活水の確保について啓発を行う。
- 町内の各個人及び事業所にある井戸について把握を行い、緊急時には井戸水提供にかかる協定締結の促進を図る。

主要施策及び取組

- ・ 住民への周知啓発
- ・ 井戸マップ作成及び住民への配布
- ・ 水道施設更新事業【再掲】
- ・ 水道施設耐震化事業【再掲】
- ・ 手動型井戸の設置【再掲】
- ・ 非常用電動浄水器の整備【再掲】
- ・ 学校プール利用協議

③ 高齢者施設等の感染拡大防止対策【高齢福祉課】

- 感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化の整備を促進する。
- 感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大リスクを低減のためには、ウイルスが外に漏れないよう陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を備えるとともに簡易的なダクト工事等の整備を促進する。
- 感染発生時対応及び感染拡大防止の観点から、ゾーニング環境等の整備を促進する。

主要施策及び取組

- ・ 多床室の個室化への改修の支援
- ・ 簡易陰圧装置整備の支援
- ・ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備の支援

3-1 被災による警察機能の大幅な低下

① 自主防災組織の育成【総務課・商工観光課】

- 大規模災害時には、窃盗を目的とした個人・集団（火事場泥棒）がボランティア等に扮して、無人となった住宅や店舗、ATM や自動販売機を狙った窃盗を行うことが、これまでの大規模災害時にも発生しており、自警団としての自主防災組織の意義や役割についても意識の啓発に努める。また、災害時犯罪防止抑制のため、消防団によるパトロールを行う。
- 大規模災害時に電力の供給が停止となった時でも対応可能な、太陽光パネル型街路灯の整備を行う。

主要施策及び取組

- ・ 地区防災計画（防災避難マップ）の作成及び計画に基づく訓練の実施【再掲】
- ・ 防災知識等の周知、啓発【再掲】
（広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等）
- ・ 地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】
- ・ データ無線通信式防犯カメラの整備
- ・ 太陽光パネル型街路灯整備

② 警察や関係機関との情報共有体制の構築【総務課・企画政策課】

- 大規模災害時においても地域の治安の維持が図られるよう、災害時に警察や町、関係機関における情報の共有に向けた体制の確認と、住民への確実な伝達手段の確認を行う。

主要施策及び取組

- ・ 防犯連絡協議会等との災害時における情報共有、住民への伝達手段の確認
- ・ 防災訓練の実施【再掲】
（災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等）
- ・ 防災知識等の周知、啓発【再掲】
（広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等）
- ・ 地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

① 防災拠点施設等の整備【総務課・財政課・教育課】

- 公共施設等総合管理計画に基づき、大規模地震発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、特定天井等の非構造部材も含めた公共建築物の改修・耐震化・長寿命化を着実に進める。【再掲】1-2-①
- 災害対策本部及び対策拠点となる庁舎等においては、72 時間程度の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点の選定を行い、マニュアルの作成と訓練等の実施を行う。
- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用するに当たり、校舎や体育館の耐震化・長寿命化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設設備の耐震化や、スプリンクラー設置など防火設備の適切な維持管理を促進する。【再掲】1-2-①

主要施策及び取組

- ・ 公共施設等総合管理計画策定【再掲】
- ・ 災害時の電力供給のための協定の締結
- ・ 災害時の燃料供給のための協定の締結【再掲】
- ・ 非常電源用燃料タンク設置及び備蓄燃料の確保【再掲】
- ・ 個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】
- ・ 地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】
- ・ 役場職員の危険物取扱者免許取得（乙種第4類）

② 公共施設、学校施設の耐震化及び火災防止【財政課・教育課】

- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用するに当たり、校舎や体育館の耐震化・長寿命化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設設備の耐震化や、スプリンクラー設置など防火設備の適切な維持管理を促進する。【再掲】1-2-①

主要施策及び取組

- ・ 公共施設の改築・改修（高山運動公園施設・消防団詰所）【再掲】
- ・ 個別施設計画に基づく学校施設の改修（あさぎり中学校）【再掲】
- ・ 学校と町が連携した防災訓練の実施

③ 自治体間の応援体制の構築【総務課】

- 県内外応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結、事業継続計画及び受援マニュアルの見直しを進め、大規模災害時の連携体制の強化を図る。

主要施策及び取組

- ・自治体間連携に関する協定の推進
- ・地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

④ 防災訓練等の実施【再掲】 1-1-⑥【総務課】

- 災害対策本部図上訓練により、町職員の災害対応能力の向上を図る。【再掲】 1-1-⑥
- 避難所開設運営・避難訓練により、町民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
【再掲】 1-1-⑥
- 防災学習会により、町民（町職員含む）の防災意識の向上を図る。【再掲】 1-1-⑥
- 各行政区が実施する防災訓練を支援する。【再掲】 1-1-⑥

主要施策及び取組

- ・災害対策本部図上訓練（熊本県豪雨対応訓練への参加含む）の実施【再掲】
- ・避難所開設運営・避難訓練（毎年1回10月下旬～11月上旬 各小学校区）の実施【再掲】
- ・防災学習会（毎年1回 取水期前の5月）の実施【再掲】

4-1 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止

① 防災拠点の施設の非常用電源の整備【総務課・商工観光課】

- 災害対策本部及び対策拠点となる庁舎等においては、72 時間程度の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者との協定締結を進める。【再掲】3-2-①

主要施策及び取組

- ・災害時の電力供給のための協定の締結【再掲】
- ・災害時の燃料供給のための協定の締結【再掲】
- ・非常電源用燃料タンク設置及び備蓄燃料の確保【再掲】

② 通信手段の機能強化【総務課・企画政策課・商工観光課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など、通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電にも対応できるよう、非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話等の整備を推進する。
- 関係機関と連携して燃料備蓄、燃料を迅速かつ安定的な確保を図る。

主要施策及び取組

- ・衛星携帯電話の整備
- ・災害時の電力供給のための協定の締結【再掲】
- ・災害時の燃料供給のための協定の締結【再掲】
- ・非常電源用燃料タンク設置及び備蓄燃料の確保【再掲】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

① 通信手段の機能強化【再掲】4-1-②【総務課・企画政策課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など、通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電にも対応できるよう、非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。

- 災害活動時に使用する衛星携帯電話等の整備を推進する。
- 関係機関と連携して燃料備蓄、燃料を迅速かつ安定的な確保を図る

主要施策及び取組

- ・衛星携帯電話の整備【再掲】
- ・災害時の電力供給のための協定の締結【再掲】
- ・災害時の燃料供給のための協定の締結【再掲】
- ・非常電源用燃料タンク設置及び備蓄燃料の確保【再掲】

5-1 地場企業の生産力低下による地域経済の停滞

① 物資輸送ルートの確保に向けた道路整備【再掲】 2-1-⑤【農林振興課・建設課】

- 町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。

主要施策及び取組

- ・歩道整備（2 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・道路改良（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁補修（99 路線 109 橋）【再掲】
- ・舗装補修（町内全路線随時）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・法面改良（2 路線 7 か所）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁定期点検（275 橋）【再掲】
- ・道路防災点検（町内全路線）【再掲】
- ・路面性状調査【再掲】
- ・町道維持補修【再掲】
- ・農道及び林道の維持補修【再掲】

② 事業所における地震対策【総務課、建設課】

- 大規模災害時、各事業所において事業継続が図られるよう、事業所の耐震化や事業継続計画（BCP）の作成を促進する。

主要施策及び取組

- ・事業所への耐震化周知啓発
（広報紙、町 HP、区長会、公民分館長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等）
- ・事業継続計画作成支援

5-2 産業施設の損壊、火災、爆発等の発生

① 施設の耐震化・耐災性の強化【総務課・農林振興課・商工観光課】

- 危険物を取り扱う事業所において、大規模災害時に施設の損壊、火災、爆発等が生じないように、耐震・耐災性の強化促進を促すとともに、発災時に施設損壊等の被害があった際に的確かつ迅速な対応が可能となるよう、総合的な防災訓練の実施や事業継続計画（BCP）の策定についても促進する。

主要施策及び取組

- ・ 事業所への耐震化周知啓発【再掲】
（広報紙・町 HP・区長会・公民分館長会・各地区開催サロン・町主催防災関連各種事業等）
- ・ 事業継続計画作成支援【再掲】

5-3 農地や農業用施設の大規模な被災により一次産業の機能の低下

① 農地・農業用施設の保全【農林振興課】

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止または軽減を図るため、排水機場ため池、用排水路等、農地、農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
特に、山間地や傾斜地などは大雨の際などは、土砂の流入等による農地被害が発生しており、畦畔など農地周辺の整備にも努める。
また、災害による被害ではないが、鳥獣による被害も増加しており農家の減収の要因にもなっていることから、鳥獣害対策についても適切な整備と維持管理を行う。

主要施策及び取組

- ・ 農業用施設維持補修・改修事業
- ・ 基幹水利施設維持補修・整備事業
- ・ 農業用排水路改修・整備事業
- ・ 鳥獣被害防止総合対策事業
- ・ 農業維持管理・改修事業（農業農村整備事業等）
- ・ 農業支援センター関連事業

② 農地・農業用施設の耐候性等の強化【農林振興課】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の生産力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。
- 自然災害に伴う農作物の被害による減収が発生及び阿蘇山、霧島山等活火山の噴火に伴う降灰による農作物の被害による減収が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティーネットとして役割を果たすよう、農業共済及び収入保険制度

への加入を促進する。

主要施策及び取組

- ・補助事業等を活用した施設の導入促進
- ・農業共済及び収入保険制度等への加入促進

③ 災害時の集出荷体制の構築【農林振興課・建設課】

- 大規模災害発生後であっても、農作物や木材などの出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替え・利用する体制の構築に向けた関係機関の取り組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。
- 町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

主要施策及び取組

- ・集出荷施設、選果場等の耐震化の周知啓発
- ・代替え機関の選定協定の促進
- ・農道・林道整備
- ・農道及び林道の維持補修【再掲】
- ・歩道整備（2 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・道路改良（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁補修（99 路線 109 橋）【再掲】
- ・舗装補修（町内全路線随時）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・法面改良（2 路線 7 か所）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁定期点検（275 橋）【再掲】
- ・道路防災点検（町内全路線）【再掲】
- ・路面性状調査【再掲】
- ・町道維持補修【再掲】
- ・自転車通行帯の整備（5 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】

5-4 食料等の安定供給の停滞

① 民間企業と連携した食料等の供給体制の整備【再掲】2-1-②【農業委員会・農林振興課・商工観光課】

- 大規模災害時、食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の供給にかかる協定を継続し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

主要施策及び取組

- ・災害時の物資供給等に関する協定の継続【再掲】
- ・事業所と役場共同による防災訓練の実施【再掲】

② 支援物資の受け入れ態勢の整備【農業委員会・農林振興課・商工観光課・建設課】

- 大規模災害時、町の備蓄では不足することが予想され、支援物資の受け入れにより避難所及び住民へ配布を行うため、物資集積拠点と合わせ受け入れ態勢を整備する。
- 国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるための体制を整備し実効性を強化する。また、被災直後のプッシュ型に続き、被災者が必要とする物資についてプル型支援のため、通常から被災後に必要な物資のリストアップを行う。
 - ※ プッシュ型支援：被災した自治体からの要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する支援方法。
 - ※ プル型支援：被災した自治体からの要請に応じて必要な物資を調達し、被災地に供給する支援方法

主要施策及び取組

- ・物資集積拠点の選定および整備
- ・防災計画・業務継続計画・受援マニュアルの見直し及び習熟【再掲】
- ・歩道整備（2路線）（事業箇所等は第4章別表のとおり）【再掲】
- ・道路改良（事業箇所等は第4章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁補修（99路線109橋）【再掲】
- ・舗装補修（町内全路線随時）（事業箇所等は第4章別表のとおり）【再掲】
- ・法面改良（2路線7か所）（事業箇所等は第4章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁定期点検（275橋）【再掲】
- ・道路防災点検（町内全路線）【再掲】
- ・路面性状調査【再掲】
- ・町道維持補修【再掲】

③ 家庭・事業所における備蓄の推進【再掲】2-1-①【総務課】

- 家庭及び事業所にあつては、大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、住民及び事業所に対し、備蓄の必要性にかかる啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を推進する。

主要施策及び取組

- ・家庭において備蓄しておくべき品目及び数量を示したパンフレット（防災マップ）を作成し各戸配布する。【再掲】
- ・防災知識等の周知、啓発【再掲】
（広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等）
- ・災害時備蓄品リストの再点検及び確保【再掲】
- ・手動型井戸の設置【再掲】
- ・炊き出し用器具の整備【再掲】

④ 町備蓄品の整備【再掲】 2-1-①【総務課】

- あさぎり町においては、大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、各小学校区の指定避難所に設置型備蓄倉庫を整備し、食料や飲料水など、必要な備蓄品を確保する。また、大規模災害時に孤立が予想される皆越区にあっては、その集落内に備蓄倉庫を整備し備蓄品を確保する。
- 非常時の飲料水確保として、電力等の供給が途絶えた時でも使用出来る手動型の井戸を、各小学校区内に複数整備を行う。

主要施策及び取組

- ・家庭において備蓄しておくべき品目及び数量を示したパンフレット（防災マップの更新）を作成し各戸配布する。【再掲】
- ・防災知識等の周知、啓発【再掲】
（広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等）
- ・各小学校区内の指定避難所に設置型備蓄倉庫を整備し、備蓄品を確保する。【再掲】
- ・孤立が予想される皆越区への備蓄倉庫の整備【再掲】
- ・災害時備蓄品リストの再点検及び確保【再掲】
- ・手動型井戸の設置【再掲】
- ・炊き出し用器具の整備【再掲】

⑤ 物資輸送ルートの確保に向けた道路整備【再掲】 2-1-⑤【農林振興課・建設課】

- あさぎり町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。

主要施策及び取組

- ・歩道整備（2 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・道路改良（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁補修（99 路線 109 橋）【再掲】
- ・舗装補修（町内全路線随時）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・法面改良（2 路線 7 か所）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁定期点検（275 橋）【再掲】
- ・道路防災点検（町内全路線）
- ・路面性状調査【再掲】
- ・町道維持補修【再掲】
- ・農道及び林道の維持補修【再掲】

事前に備えるべき目標 6	大規模災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
--------------	--

6-1 電気、石油類、L P ガスの供給停止

① 供給事業者との連携のもと、安心してエネルギーを確保する体制の構築【総務課・財政課】

- 大規模災害に備え、電力業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶えた場合も、防災拠点、指定避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

主要施策及び取組

- ・電力供給事業者との協定締結

② 災害対応型給油所の確保【総務課・財政課】

- 大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急・消火活動等の緊急車両への優先給油が行えるよう、災害対応型給油所の設置の推進を行う。
- ※ 災害対応型給油所：災害対応能力を強化したS S（サービスステーション）のことをいい、災害時に緊急車両への優先給油等が行えるよう整備されたS Sのことです。

主要施策及び取組

- ・災害対応型給油所の設置推進啓発

③ 自立分散型エネルギーの確保【総務課・財政課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

主要施策及び取組

- ・複数備蓄倉庫の整備並びに備蓄品の確保
- ・自立・分散型エネルギー事業の導入

④ 高齢者施設等の電力の確保【高齢福祉課】

- 災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、高齢者施設等への非常用自家発電設備の整備を促進する。

主要施策及び取組

- ・非常用自家発電設備整備の支援

6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

① 水道施設の耐震化【再掲】2-1-③【総務課・上下水道課】

- 水源や水道施設の被災により、飲料水の長期間停止することを防止するため施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助等を活用して水道事業による施設整備を行い、水道施設等の耐震化を促進する。
- 非常時の飲料水確保として、電力等の供給が途絶えた時でも使用出来る手動型の井戸を、各小学校区内に複数整備を行う。【再掲】2-1-①

主要施策及び取組

- ・水道施設更新事業【再掲】
- ・水道施設耐震化事業【再掲】
- ・手動型井戸の設置【再掲】
- ・非常用電動浄水器の整備

② 応急給水体制の整備【総務課・上下水道課】

- 大規模災害時に、被災した水道設備の迅速な把握及び町内水道事業者と連携し早急な復旧に取り組むとともに、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

主要施策及び取組

- ・災害時応急給水対策マニュアルの見直し
- ・応急給水対策訓練の実施
- ・上水道業務継続計画（BCP）の見直し

③ 生活用水の確保【総務課・上下水道課・教育課】

- 大規模災害時に上水道が使えない状況になることを想定し、トイレなどの生活用水を確保するため、井戸の位置など事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの水の利用についてもあらかじめ教育委員会、各学校長と協議の上、災害時の使用承諾を得ておく。【再掲】2-8-②
- 各家庭において、普段から風呂水をためておくなど、幼児がいる場合は安全に注意して、生活用水の確保について啓発を行う。

- 町内の各個人及び事業所にある井戸について把握を行い、緊急時には井戸水提供にかかる協定を締結の促進を図る。【再掲】 2-8-②
- 大規模災害発生時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

主要施策及び取組

- ・住民への周知啓発【再掲】
- ・井戸マップ作成及び住民への配布【再掲】
- ・水道施設更新【再掲】
- ・水道施設耐震化事業【再掲】
- ・手動型井戸の設置【再掲】
- ・下水道施設耐震化事業
- ・上水道業務継続計画（BCP）の見直し【再掲】

6-3 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止

① 下水道施設の耐震化【上下水道課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を行うとともに、計画的な維持・修繕・改築を進める。
また、下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

主要施策及び取組

- ・下水道施設耐震化事業【再掲】
- ・下水道事業継続計画（BCP）の見直し

② 浄化槽の整備【上下水道課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道区域外においては、単独浄化槽から災害に強く早期に復旧できる特性を持つ合併処理浄化槽への転換を推進する。

主要施策及び取組

- ・浄化槽設置整備事業

③ 応急施設の整備【総務課・上下水道課】

- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため公共下水道実施区域内において、指定避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を促進するとともに、完全循環型（完全自己処理型）公衆トイレの整備や、仮設トイレのし尿の処理を受け入れる体制づくりを構築する。

主要施策及び取組

- ・下水道施設耐震化事業【再掲】
- ・下水道事業継続計画BCPの見直し【再掲】
- ・マンホールトイレ整備【再掲】
- ・完全循環型（完全自己処理型）トイレの整備
- ・簡易処理施設の確保

6-4 交通ネットワークが分断する事態

① 交通ネットワークの確保に向けた道路整備【農林振興課・商工観光課・建設課】

- 町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【再掲】2-1-⑤
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。【再掲】2-1-⑤
- 大規模災害時に電力の供給が停止となった時でも対応可能な、太陽光パネル型街路灯の整備を行う。【再掲】3-1-①

主要施策及び取組

- ・歩道整備（2路線）（事業箇所等は第4章別表のとおり）【再掲】
- ・道路改良（事業箇所等は第4章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁補修（99路線109橋）【再掲】
- ・舗装補修（町内全路線随時）（事業箇所等は第4章別表のとおり）【再掲】
- ・法面改良（2路線7か所）（事業箇所等は第4章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁定期点検（275橋）【再掲】
- ・道路防災点検（町内全路線）【再掲】
- ・路面性状調査【再掲】
- ・町道維持補修【再掲】
- ・自転車通行帯の整備（5路線）（事業箇所等は第4章別表のとおり）【再掲】
- ・農道及び林道の維持補修【再掲】
- ・太陽光パネル型街路灯整備

② 公共交通機関に係る情報体制の整備【総務課・企画政策課】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の強化を促進する。

主要施策及び取組

- ・ くま川鉄道・九州産交バス等との情報共有体制の強化
- ・ 地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

7-1 住宅密集地での大規模火災の発生

① 消防団員の確保及び機能強化【総務課】

- 大規模災害時の火災による被害を拡大させないために、地域の防災力の強化を図るため、引き続き消防団員の募集、消防資機材の充実を図り、平時からの訓練と併せて消防団機能の拡充を図る。【再掲】2-4-③

主要施策及び取組

- ・ 消防団員の募集【再掲】
- ・ 資機材の拡充【再掲】
- ・ 防災訓練の実施【再掲】

(災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等)

② 機能別消防団員の確保及び機能強化【再掲】2-4-④【総務課】

- 災害発生時に十分な救助・救急・消火活動を確保するため、あさぎり町機能別消防団員の一定の消防業務に関する要綱に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進するとともに、平時からの訓練を行い機能別消防団の強化を図る。

主要施策及び取組

- ・ 機能別消防団員の募集【再掲】
- ・ 資機材の拡充【再掲】
- ・ 防災訓練の実施【再掲】

(災害対策本部図上訓練、避難所開設運営・避難訓練、自主防災組織等による行政区ごとの訓練、消防団員・機能別消防団員の機能強化訓練等)

③ 防災訓練等の実施及び住民への防災啓発活動【総務課】

- 災害対策本部図上訓練により、町職員の災害対応能力の向上を図る。【再掲】3-2-④
- 避難所開設運営・避難訓練により、町民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
【再掲】3-2-④
- 防災学習会により、町民（町職員含む）の防災意識の向上を図る。【再掲】3-2-④
- 各行政区が実施する防災訓練を支援する。【再掲】3-2-④
- 防災訓練の重要性について、住民へ周知し多くの住民の方が訓練に参加するよう周知啓

発を行う。

主要施策及び取組

- ・災害対策本部図上訓練（熊本県豪雨対応訓練への参加を含む）の実施【再掲】
- ・避難所開設運営・避難訓練（毎年1回10月下旬～11月上旬 各小学校区）の実施【再掲】
- ・防災学習会（毎年1回 取水期前5月）の実施【再掲】

7-2 沿線道路の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺が発生する事態

① 沿線沿道建物の耐震化の啓発【建設課】

- 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、耐震診断や耐震改修の啓発を行うとともに、通行空間確保のため無電柱化に取り組む。

主要施策及び取組

- ・沿道建築物所有者への耐震等への啓発
- ・町中心部国道道路等整備

② 沿線沿道公共施設の耐震化【財政課】

- 沿道公共施設については、公共施設等管理計画に基づき、大規模地震発生時、公共施設の倒壊等を防止するため、公共建築物の改修・耐震化・長寿命化を着実に進めるとともに、未使用となっている老朽公共施設の解体など適正な維持管理を行う。

主要施策及び取組

- ・公共施設等総合管理計画策定【再掲】
- ・個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】

③ 主要幹線道路の整備【建設課】

- 町内及び人吉球磨管内における災害時の物資の輸送をはじめとする、災害時の支援緊急ルートを確認するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【再掲】2-1-⑤
- 緊急輸送道路となる路線の無電柱化に取り組むとともに、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体と連携し、啓開体制の構築を推進する。【再掲】2-1-⑤

主要施策及び取組

- ・歩道整備（2 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・道路改良（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁補修（99 路線 109 橋）【再掲】
- ・舗装補修（町内全路線随時）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・法面改良（2 路線 7 か所）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】
- ・橋梁定期点検（275 橋）【再掲】
- ・道路防災点検（町内全路線）【再掲】
- ・路面性状調査【再掲】
- ・町道維持補修【再掲】
- ・自転車通行帯の整備（5 路線）（事業箇所等は第 4 章別表のとおり）【再掲】

7-3 ため池、ダム、防災施設等の損傷、機能不全による二次災害の発生

① ため池等の周辺整備及び的確な維持管理【総務課・農林振興課・建設課】

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等により二次被害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性について判定を行い計画的な改修を進めるとともに、築造後数十年経過している農業用ダムについては、機能保全計画に基づき必要な更新整備を行う。また、ダムの警報システムと防災ラジオ等との周知システムの連携を行う。
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を促進する。

主要施策及び取組

- ・定期点検の実施
- ・ダム警報システムと防災ラジオ等との周知システムの連携
- ・ハザードマップの作成【再掲】
- ・個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】
- ・災害設備等の充実【再掲】

② ダム、砂防施設の適正な維持管理及び設備更新【財政課・建設課】

- 大規模災害時のダム・砂防施設の損壊等による二次被害を防止するため、長寿命化計画を策定し、より効果的・効率的なダム等の維持管理及び設備の更新等を推進する。

主要施策及び取組

- ・ 公共施設等管理計画策定【再掲】
- ・ 個別施設の長寿命化修繕計画を策定【再掲】
- ・ 清願寺ダム堆積土砂撤去
- ・ 清願寺ダム設備の更新
- ・ 砂防ダム堆積土砂撤去

7-4 有害物質等の大規模拡散・流出

① 応急措置のための初動体制の整備【総務課・町民課】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業所の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、県及び事業者と連携した取り組みを進める。
- 大規模災害発生に伴う、有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、核・生物・化学物質による特殊災害（NBC災害）に対する資器材の整備を進める。

主要施策及び取組

- ・ 有害物質となる原料・材料を取扱う工場・事業所のリストアップ
- ・ 事業所でのマニュアル作成の周知促進
- ・ 町と共同の防災訓練の実施
- ・ 防災初動マニュアルの見直し及び習熟

② 老朽建築物のアスベスト対策【町民課・建設課】

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出および解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性が高い建築物のリストをあらかじめ整備し、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業等）を活用し、対策の推進を図る。また、工場従事者のばく露防止のための防塵マスクの備蓄を促進する。

主要施策及び取組

- ・ 対象建築物リストアップ
- ・ ばく露防止防塵マスクの備蓄

③ 低濃度P C B使用状況の把握及び対策【財政課・町民課】

- 町内各施設において、低濃度P C Bが使用されている設備等を把握するとともに、処分制限である令和9年3月末までに適切に処分する。

主要施策及び取組

- ・対象設備のリストアップ
- ・期限内での適正な処分

7-5 農地・森林等の荒廃により被害が拡大する事態

① 農業生産基盤の整備及び保全管理【農林振興課】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取り組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

主要施策及び取組

- ・用排水路・農道・農業用施設等の長寿命化対策事業（機能診断含む）
- ・農業用排水路改修・整備事業【再掲】
- ・農道維持管理・整備事業（林道橋含）
- ・基幹水利施設補修・整備事業
- ・中山間地域等直接支払制度事業
- ・多面的機能支払制度事業
- ・環境保全型農業直接支払制度事業
- ・川辺川総合土地改良事業

② 鳥獣被害対策の推進【農林振興課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣保護」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

主要施策及び取組

- ・鳥獣被害防止総合対策事業【再掲】

③ 適切な森林整備の推進【農林振興課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など、森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を促進する。

主要施策及び取組

- ・ 町有林整備事業

④ 土砂災害対策の推進【農林振興課・建設課】

- 山林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、林道・作業道・林地内搬出路の適切な管理、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を推進するとともに、土砂災害対策の推進のための地域リーダーの育成。

主要施策及び取組

- ・ 一の木谷沈砂池整備事業
- ・ 土砂災害対策地域リーダーの育成

⑤ 中山間地域の多面的機能の啓発及び地域リーダー育成等【農林振興課】

- 多面的かつ公益的機能の維持・活性化を図るため中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取り組みを支援する。

主要施策及び取組

- ・ 中山間地域等直接支払制度事業【再掲】
- ・ 多面的機能支払制度事業【再掲】
- ・ 環境保全型農業直接支払制度事業【再掲】

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物処理計画の見直し【町民課】

- 大規模災害における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などについて、災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直しを行う。

主要施策及び取組

- ・ 災害廃棄物処理計画の見直し

② 仮置き場候補地の拡充【総務課・町民課】

- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに各小学校区における仮置き場候補地の拡充を行う。

主要施策及び取組

- ・ 仮置き場の拡充（小学校区ごと）
- ・ ハザードマップの更新【再掲】

③ 支援体制の整備【総務課・町民課】

- 甚大な被害により災害廃棄物処理が町のみでは困難であることから、県に廃棄物の処理要請を行う際の、迅速かつ適切な対応が行えるよう体制の整備を行う。

主要施策及び取組

- ・ 災害廃棄物処理計画の見直し【再掲】
- ・ 地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

④ 関係団体との連携【総務課・町民課】

- 大規模災害時に、損壊家屋の撤去や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、県及び関係団体等との廃棄物処理に関する協定に基づき、相互協力体制の更なる構築を図る。

主要施策及び取組

- ・災害廃棄物処理計画の見直し【再掲】
- ・地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 建設関係団体との連携による復旧・復興体制の強化【農林振興課、建設課】

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

主要施策及び取組

- ・町内建設業組合との大規模災害時復旧支援協定の締結
- ・大規模災害時道路啓開等訓練の実施
- ・地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

② 自衛隊等の迅速な受け入れ体制の整備【再掲】2-4-⑥【総務課】

- 大規模災害発生時等、実働組織（消防等）の絶対的な不足を補うため、町外・県外からの応援部隊の受け入れ態勢を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。
- 応援部隊を受け入れるための、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、ヘリポートの整備と情報共有による円滑な活動体制の整備に取り組む。

主要施策及び取組

- ・危機管理懇談会等、各関係機関の組織の力を活用した地域防災計画の整備【再掲】
- ・災害対策本部図上訓練の場を活用した地域防災計画の検証【再掲】

③ 災害ボランティアの受け入れ態勢の整備【生活福祉課】

- 大規模災害時、町及び社会福祉協議会とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受け入れを前提とした連携体制を構築する。

主要施策及び取組

- ・大規模災害時ボランティア等連携ガイドライン作成
- ・地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

④ 被災建物等の迅速な把握【企画政策課】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次被害を防止するため、町及び建築関係団体と連携し被災建物の迅速な応急危険度判定等ができるよう、人材の育成確保を促進する。

主要施策及び取組

- ・ 建築関係団体との大規模災害時被災家屋に関する調査協定の締結
- ・ 地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】
- ・ 応急危険度判定等ができる人材の育成確保

⑤ 被災文化財の復旧および埋蔵文化財発掘調査体制の整備【教育課】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、県や関係市町村の文化財学芸員の協力体制を構築する。また、被災文化財の現状把握や復旧のため、文化財保護財審議会の委員の協力体制を構築する。

主要施策及び取組

- ・ 県関係市町村文化財学芸員協力体制の構築
- ・ 文化保護財審議会委員の協力体制の構築

⑥ 被災時の緊急資金としての基金の確保【財政課】

- 大規模災害により、多大な被害を本町が受けた時には、発災直後の救援活動やがれきの一時的処理などの応急対策に多額の支出が考えられることから、その備えとして標準財政規模の30%を目安に財政調整基金の適正な水準を確保する。

主要施策及び取組

- ・ 財政調整基金の適正な水準の確保

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

① 罹災証明等の速やかな発行【企画政策課・税務課】

- 大規模災害時に罹災証明書他各種証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他の自治体や県等の応援職員を想定したマニュアルの整備を行う。

主要施策及び取組

- ・記入要領の作成及び実務研修の実施
- ・大規模災害時被災家屋調査マニュアル作成
- ・建築関係団体との大規模災害時被災家屋に関する調査協定の締結【再掲】
- ・地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

② 応急仮設住宅の迅速な提供【建設課】

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借り上げ型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル・業務スキーム等について不動産団体との情報共有を図る。

主要施策及び取組

- ・仮設住宅候補町有地選定
- ・仮設住宅業務マニュアル作成
- ・仮設住宅建設資材の備蓄

③ 複数備蓄倉庫の整備【総務課・生活福祉課・農林振興課・教育課】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、各小学校区の指定避難所に設置型備蓄倉庫を整備し、食料や飲料水など、必要な備蓄品を確保する。また、大規模災害時に孤立が予想される皆越区にあっては、その集落内に備蓄倉庫を整備し備蓄品を確保する。【再掲】2-1-①

主要施策及び取組

- ・各小学校区の指定避難所に設置型備蓄倉庫を整備し、備蓄品を確保する。【再掲】
- ・孤立が予想される皆越区への備蓄倉庫の整備【再掲】

④ 生活備蓄品の確保【総務課】

- 大規模災害時、備蓄品として食料・飲料水他、男女・年代ごとの生活に関する備蓄品について精査するとともに、医薬品や医療機器などについても、防災拠点となる公共施設や防災倉庫に確保するよう整備を行う。また、各家庭においても、平時から備蓄に対する周知啓発を行う。

主要施策及び取組

- ・家庭において備蓄しておくべき品目及び数量を示したパンフレット（防災マップの更新）を作成し各戸配布する。【再掲】
- ・防災知識等の周知、啓発【再掲】
（広報紙、町 HP、区長会、各地区開催サロン、町主催防災関連各種事業等）
- ・各小学校区内の指定避難所に設置型備蓄倉庫を整備し、備蓄品を確保する。【再掲】
- ・炊き出し用器具の整備【再掲】

⑤ 自治体間の応援体制の構築【総務課】

- 大規模災害時、町人員体制では多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができない恐れがあることから、国や県及び県内外の自治体間の応援・受援体制整備を図るとともに、他自治体との応援協定の見直しや情報交換を行い、相互支援体制の整備を行う。

主要施策及び取組

- ・市町村相互応援体制協定の見直し
- ・地域防災計画の見直し及び習熟【再掲】

第4章別表

社会資本整備総合交付金事業

主要施策及び取組	事業箇所等				再掲箇所	担当課
歩道整備（2路線）	岡原免田線	0.4 km	R2～R7	205 百万円	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2	建設課
	黒田古町線	1.1 km	R3～R7	200 百万円		
	今井中学校線	0.1 km	R4～R8	50 百万円		
道路改良	茶屋西別府線	0.8 km	R7～R12	200 百万円	1-1、1-3、2-1、 2-3、2-5、2-7、 5-1、5-3、5-4、 6-4、7-2	建設課
舗装補修（町内全路線 随時）	吉井二子線	2.4 km	R1～R7	60 百万円	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2	建設課
	堂ノ下線	1.8 km	R1～R8	110 百万円		
	免田町中央通り線	1.5 km	R3～R7	75 百万円		
	清水線	1.8 km	R7～R9	90 百万円		
	塚脇線	1.2 km	R7～R9	60 百万円		
法面改良	立野線	0.2 km	R2～R7	80 百万円	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2	建設課
	狩所寺下線	1.0 km	R5～R8	150 百万円		
自転車通行帯の整備 （5路線）	免田川南線他4路線	5.8 km	R2～R7	300 百万円	1-3、2-5、2-7、 5-3、6-4、7-2	建設課

第5章 地域計画の推進

1 計画の推進

本町の強靱化の実現には、あさぎり町役場全課・全職員をはじめ、国や県、警察、消防署、自衛隊、あさぎり町消防団、あさぎり町機能別消防団、自主防災組織、教育機関、民間事業者の他、町民一人ひとりが役割を担うという認識のもと、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図る。

災害対策基本法及びあさぎり町防災基本条例の基本理念に示す「自助」と「共助」の取り組みを推進するため、町民に対し本計画の周知を様々な機会を通じて行うとともに、町が計画する防災訓練等への参加を促し防災に対する意識を高める取り組みを推進する。

また、本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績評価指標（K P I）を用いて進捗管理を行うとともに、P D C Aサイクルを繰り返し、一体となって取り組みを推進することとする。なお、各施策の重要業績指標等については、第5章別表のとおり。

2 計画の期間と見直し

計画の期間は基本的な長期的計画の期間を、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

ただし、社会情勢の変化や諸事情により計画内容を見直す必要が生じたときは、1年ごとの見直しを行う。

また、見直しに当たっては、施策の進捗管理についてP D C Aサイクルを繰り返し適切に行うこととする。

【第5章別表】

〈重要業績評価指標（KPI）一覧〉

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
1 大規模災害が発生したときでも人命の保護が図られること					
住宅の耐震化率(木造住宅耐震化率)	57.8%	R5	58.2%	R9	1-1
自主防災組織による防災訓練実施率	33.3%	R6	50%	R9	1-1、1-3、1-5、 2-2、2-3、2-4、 2-7、3-1、7-1
防災ラジオ設置率	76.8%	R6	100%	R9	1-1、1-3、1-5、 2-2
町道整備率	78.5%	R5	78.8%	R9	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2
橋梁点検実施率（橋梁定期点検）	0% (3 巡目点検)	R4	40% (4 巡目点検)	R9	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2
各区の地区防災計画（防災避難マップ）作成率	15.1%	R6	100%	R9	1-5、3-1
2 大規模災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われること					
水道基幹管路の耐震適合率	62%	R5	67%	R9	2-1、2-8、6-2
町道整備率【再掲】	78.5%	R5	78.8%	R9	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2
橋梁点検実施率（橋梁定期点検） 【再掲】	0% (3 巡目点検)	R4	40% (4 巡目点検)	R9	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2
自主防災組織による防災訓練実施率【再掲】	33.3%	R6	50%	R9	1-1、1-3、1-5、 2-2、2-3、2-4、 2-7、3-1、7-1
防災ラジオ設置率【再掲】	76.8%	R6	100%	R9	1-1、1-3、1-5、 2-2
消防団員の定員充足率	79.6%	R6	維持	R9	2-4、7-1
3 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること					
各区の地区防災計画（防災避難マップ）作成率【再掲】	15.1%	R6	100%	R9	1-5、3-1
自主防災組織による防災訓練実施率【再掲】	33.3%	R6	50%	R9	1-1、1-3、1-5、 2-2、2-3、2-4、 2-7、3-1、7-1

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
4 大規模災害の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること					
衛星携帯電話の整備台数	0 台	R6	1 台	R9	4-1、4-2
5 大規模災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと					
町道整備率【再掲】	78.5%	R5	78.8%	R9	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2
橋梁点検実施率（橋梁定期点検） 【再掲】	0% (3 巡目点検)	R4	40% (4 巡目点検)	R9	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2
農業収入保険制度の加入件数	157 件	R6	180 件	R9	5-3
6 大規模災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること					
水道基幹管路の耐震適合率【再掲】	62%	R5	67%	R9	2-1、2-8、6-2
下水道管渠の耐震化率	100%	R5	維持	R9	6-2、6-3
町道整備率【再掲】	78.5%	R5	78.8%	R9	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2
橋梁点検実施率（橋梁定期点検） 【再掲】	0% (3 巡目点検)	R4	40% (4 巡目点検)	R9	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2
7 制御不能な二次災害を発生させないこと					
消防団員の定員充足率【再掲】	79.6%	R6	85%	R9	2-4、7-1
自主防災組織による防災訓練実施率【再掲】	33.3%	R6	50%	R9	1-1、1-3、1-5、 2-2、2-3、2-4、 2-7、3-1、7-1
町道整備率【再掲】	78.5%	R5	78.8%	R9	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2
橋梁点検実施率（橋梁定期点検） 【再掲】	0% (3 巡目点検)	R4	40% (4 巡目点検)	R9	1-3、2-1、2-5、 2-7、5-1、5-3、 5-4、6-4、7-2
8 大規模災害発生後であっても、地域社会、経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること					
災害廃棄物処理に関する協定の締結数	4	R4	維持	R9	8-1